

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年1月6日
【会社名】	株式会社T O K A Iホールディングス
【英訳名】	TOKAI Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴田 勝彦
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社ザ・トーカイ 取締役 専務執行役員 村田 孝文 株式会社ビック東海 常務取締役管理本部長 小澤 博之
【最寄りの連絡場所】	株式会社ザ・トーカイ 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 株式会社ビック東海 東京都千代田区岩本町二丁目14番2号
【電話番号】	株式会社ザ・トーカイ 054(254)8181番(代表) 株式会社ビック東海 (03)5687-3109
【事務連絡者氏名】	株式会社ザ・トーカイ 取締役 専務執行役員 村田 孝文 株式会社ビック東海 常務取締役管理本部長 小澤 博之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	32,120,193,557円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社ザ・トーカイ(以下「T O K A I」といいます。)及び株式会社ビック東海(以下「ビック東海」といいます。)の平成22年9月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	155,222,767株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

(注)1 TOKAIの発行済株式総数75,750,394株(平成22年9月末時点)及びビック東海の発行済株式総数39,682,800株(平成22年9月末時点)に基づいて記載しており、実際に共同持株会社たる株式会社TOKAIホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。

- 普通株式は、平成22年11月18日に開催されたTOKAI及びビック東海両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)及び平成22年12月17日に開催されたTOKAI及びビック東海両社の取締役会の決議(株式移転計画の一部変更)、並びに平成23年1月21日に開催予定のTOKAI及びビック東海両社の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- TOKAI及びビック東海は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1、2

(注)1 普通株式は、当社成立の日の前日のTOKAI及びビック東海の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、TOKAIの普通株式1株に対して1株、ビック東海の普通株式1株に対して2.3株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、TOKAI及びビック東海の平成22年9月30日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は32,120,193,557円であり、発行価額の総額のうち14,000,000,000円が資本金に組み入れられます。

- 当社は、「1【新規発行株式】」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成23年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。
東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、いわゆるテクニカル上場により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1【募集要項】」における新規発行株式である当社普通株式について前記「第1【募集要項】2【募集の方法】」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

(1) 経営統合の背景

われわれT O K A Iグループは、昨年12月で60周年の節目を迎えました。この間、顧客基盤の拡大を第一に事業の多角化を着々と進め、お客様の暮らしに密着した様々なサービスを提供してまいりました。その結果、安定したエネルギー分野と成長性のある情報通信分野をコアに、関東一円及び東海地域の1都8県に226万件的顧客基盤を構築し、連結売上高は約1,600億円、連結経常利益108億円の規模に成長してまいりました。

T O K A Iはエネルギーの安定・安全供給を目的とするガス事業を主力に、情報通信事業（ブロードバンド・モバイル）、住宅・設備事業、プライダル事業、保険事業、セキュリティ事業等から近年ではアクア事業に至るまで、幅広く生活密着サービスを展開する地域総合サービス企業として発展してまいりました。

ビック東海は自前の東名阪の光ファイバー幹線網を活用した本格的総合情報通信サービス事業者として、C A T V放送サービス、ブロードバンドサービス、企業間通信サービス、情報サービスを提供し着々と業容拡大を図ってまいりました。

しかしながら、わが国を取り巻く経済環境は、中国をはじめ新興国での市場の拡大は見込まれる一方で、米国景気の低迷、欧州における財政問題等により、依然として不透明な状況が続いております。国内経済も、長引く景気の低迷に加え、少子高齢化による人口減少、雇用情勢の悪化、所得の伸び悩みを背景にして個人消費が縮小傾向にあり、厳しい構造変化を迫られております。社会の情報化の進展も加わり、常々変化する消費者のニーズを的確に捉えることができる企業だけが生き残れる時代となってきました。

グループを取り巻く事業環境に目を向けると、T O K A Iの主力事業であるガス事業においては、需要の減少傾向が見込まれる中で、特に電力との競合がますます激化すると共に、更にC O₂削減をはじめとする地球環境問題への社会的要請を背景に、再生可能エネルギーの導入が増加しつつあります。ビック東海の主力事業である情報通信事業においても、資本力のある大手通信事業者との価格面・サービス面での競争が激化する中で、人々の暮らしに浸透した情報通信技術（I C T : Information and Communication Technology）の更なる革新を背景とする新たなビジネスモデルの構築が求められております。

(2) 経営統合の目的

こうした状況の下、両社で十分協議を重ねてきた結果、60年間の歴史の中で積み重ねてきたお客様に対し、一層の地域密着を通じ、暮らしの中のあらゆるニーズに即した総合的な商品・サービスをグループの総力を挙げて提供することで、持続的な成長を図っていく必要があるとの共通認識を持つに至りました。その方法として、T O K A Iとビック東海とが経営統合し、共同持株会社のもとでグループ一丸となって組織運営を進めていくことが、両社にとって最良であるとの結論に達しました。

今後は、持株会社体制の下で以下のようなグループシナジーを追求してゆくことで、安心・便利・快適な地域社会の実現に貢献し、更なるグループ企業価値の最大化を目指してまいります。

機動的且つ柔軟な組織再編の実施による更なる成長

- 1) T O K A I（116万件）とビック東海（110万件）のお客様に幅広く、多彩な暮らしの総合サービスをより迅速・的確に提供できるシステムと体制を構築
- 2) 不採算事業の見直しに加え、グループ組織再編にあわせた成長分野への積極投資と成熟分野への効率重視の投資による経営資源の最適配分（「選択と集中」）
- 3) 意思決定の迅速化を図り変化の激しい市場に即応するため、親子上場を解消し、持株会社体制下での一体的な組織運営体制を構築

経営資源の集約化や販売組織の重複の解消による効率化

- 1) T O K A Iとビック東海がそれぞれ分散して所有する東名阪の光ファイバー幹線網の集約化
- 2) T O K A Iとビック東海がそれぞれ所有する企業間通信サービスの営業組織、ブロードバンドI S P事業組織の重複の解消

グループ横断的なコストダウン

- 1) グループ各社の間接部門集約を通じた、業務処理の標準化・合理化の推進
- 2) グループ各社の物流機能や営業機能の集約化による業務の効率化・合理化の推進

有利子負債の削減による財務体質の強化と自己資本比率の向上

- 1) 収益基盤拡大に軸足を置いた積極投資の段階から投資効率をより重視した段階への転換
- 2) 共同持株会社でのファイナンス機能の一元化、キャッシュマネジメントシステムの導入による資金管理の効率化

グループ全体での人材の育成

- 1) グループ全体をマネジメントできるグループ横断的な知識・経験が豊富な次世代リーダーの育成
- 2) お客様のニーズに応じて商品・サービスをスマートに提供できる人材の育成

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社TOKAIホールディングス		
(2) 事業内容	エネルギー事業、情報通信事業等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務		
(3) 本店所在地	静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役	鴫田 勝彦	現：TOKAI 代表取締役会長（CEO）
	代表取締役	西郷 正男	現：TOKAI 代表取締役社長（COO）
	取締役	真室 孝教	現：TOKAI 取締役専務執行役員
	取締役	村松 邦美	現：TOKAI 常務執行役員
	取締役	鈴木 光速	現：TOKAI 執行役員
	取締役	溝口 英嗣	現：TOKAI 執行役員
	取締役	薮崎 正義	現：TOKAI 取締役副社長執行役員
	取締役	福田 安広	現：ビック東海 代表取締役専務
	取締役（社外）	小林 憲一	現：TOKAI 取締役（社外）
	取締役（社外）	鈴木 健一郎	現：鈴与株式会社 常務取締役
	常勤監査役	望月 廣	現：TOKAI 常務執行役員
	監査役（社外）	瀬下 明	現：TOKAI 監査役（社外）
	監査役（社外）	立石 健二	現：TOKAI 監査役（社外）
	監査役（社外）	雨貝 二郎	現：日本アルコール販売株式会社 代表取締役会長兼社長
(5) 資本金	14,000百万円		
(6) 純資産（連結）	未定		
(7) 総資産（連結）	未定		
(8) 決算期	3月31日		

提出会社の企業集団の概要

当社とT O K A I及びビック東海の様況は以下のとおりです。

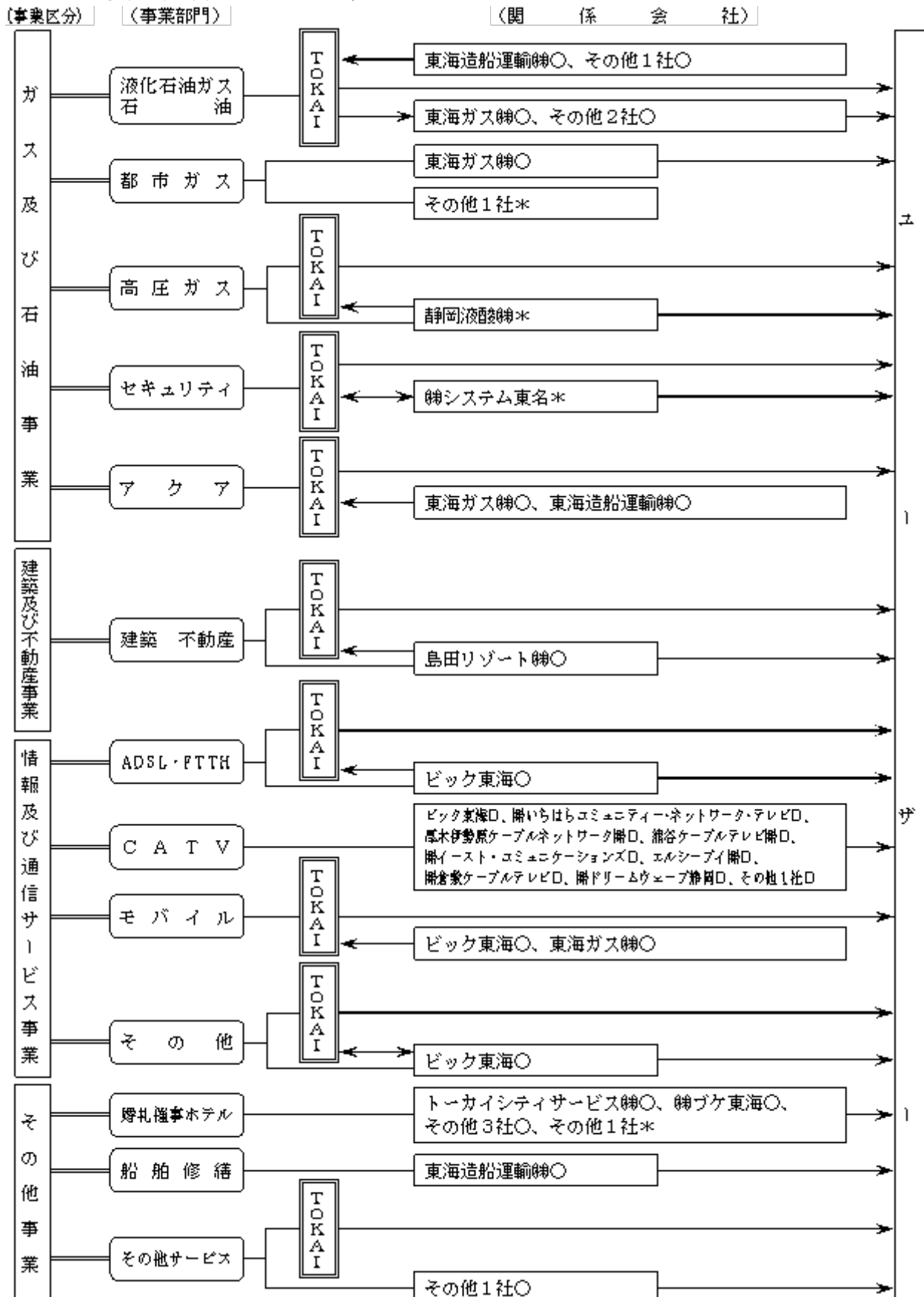
T O K A I及びビック東海は、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成23年4月1日（予定）を期して、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)			
(連結子会社) T O K A I	静岡県静岡市 葵区	14,004	液化石油ガス販売他	100.0	5	未定	未定	未定	未定
ビック東海	静岡県静岡市 葵区	2,221	C A T V事業、コミュニ ケーションサービス事 業、システムイノー ベーションサービス事業他	100.0	3	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、T O K A I及びビック東海は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の様況は、次のとおりです。

TOKAI

事業の系統図は次のとおりです。



(注) 1 連結子会社 (20社)、*持分法適用関連会社 (4社)

2 図中の矢印は商品・サービスの流れを示す。

関係会社の状況

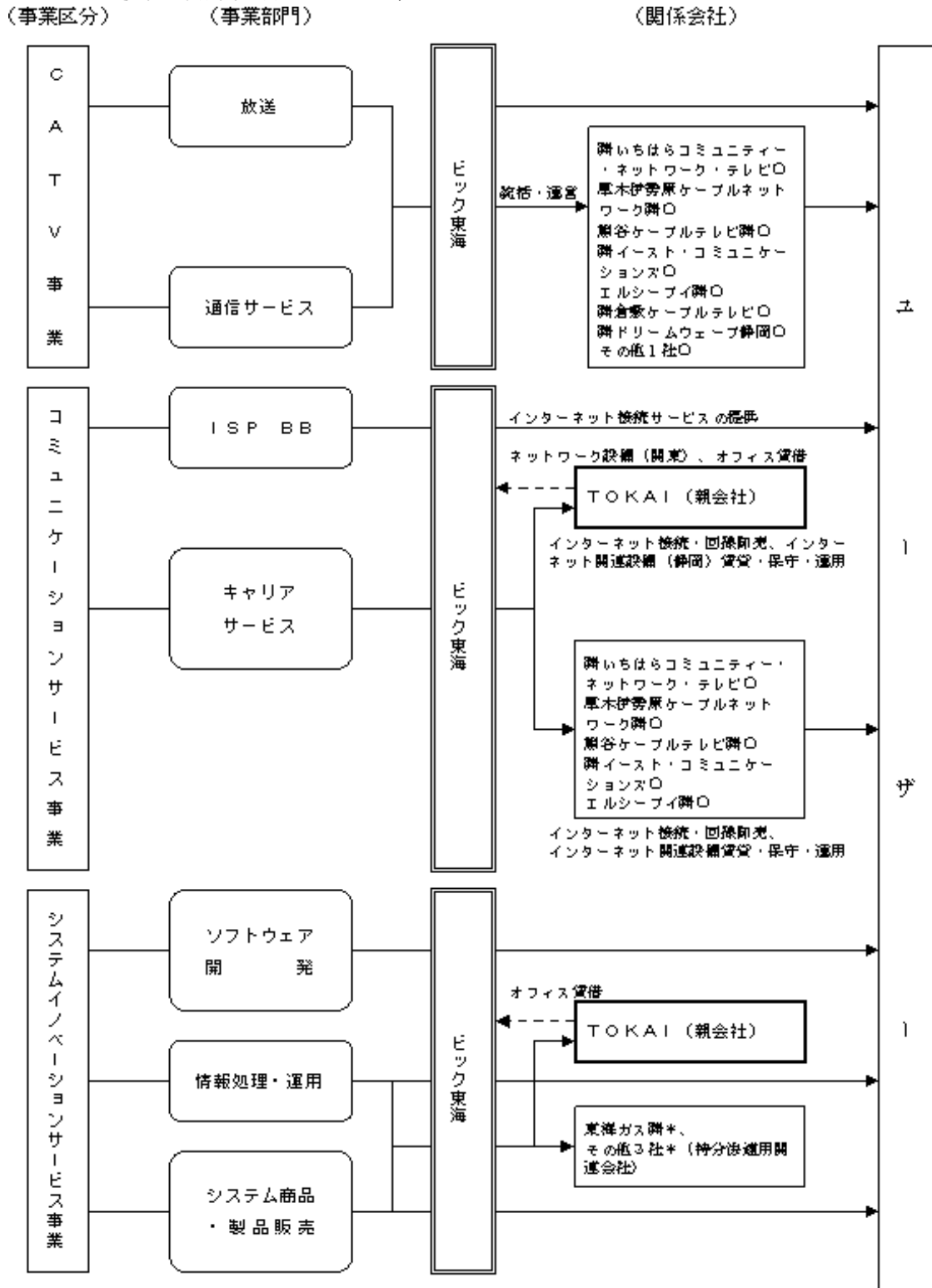
会社の名称	本店所在地	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
東海ガス(株)	静岡県焼津市	925	ガス及び石油事業	100.0	当社が液化石油ガス及び器具を販売、飲料水の製造を委託、役員の兼任、設備の賃貸借、債務保証あり。
島田リゾート(株)	静岡県島田市	100	建築及び不動産事業	100.0	当社が分譲地の一部を購入、役員の兼任、資金援助あり。
ビック東海 1	静岡市葵区	2,221	情報及び通信サービス事業	(6.4) 65.4	当社へインターネット上位接続サービスの提供、当社がインターネット関連設備の保守・運用、システム開発・保守、情報処理・運用を委託、役員の兼任、設備の賃貸借あり。
(株)いちほらコミュニティー・ネットワーク・テレビ	千葉県市原市	1,320	情報及び通信サービス事業	(90.4) 90.4	役員の兼任、設備の賃貸借あり。
厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)	神奈川県厚木市	695	情報及び通信サービス事業	(99.2) 99.2	役員の兼任あり。
熊谷ケーブルテレビ(株)	埼玉県熊谷市	491	情報及び通信サービス事業	(99.7) 99.7	役員の兼任、設備の賃貸借あり。
(株)イースト・コミュニケーションズ	千葉市緑区	240	情報及び通信サービス事業	(100.0) 100.0	役員の兼任あり。
エルシーブイ(株)	長野県諏訪市	353	情報及び通信サービス事業	(87.2) 87.2	
(株)倉敷ケーブルテレビ	岡山県倉敷市	400	情報及び通信サービス事業	(98.3) 98.3	
(株)ドリームウェーブ静岡	静岡市清水区	684	情報及び通信サービス事業	(58.3) 58.3	
東海造船運輸(株)	静岡県焼津市	200	その他事業 ガス及び石油事業	(25.0) 90.8	当社充填所等への液化石油ガスの輸送及び当社充填所等の液化石油ガス配管工事の施工、当社が飲料水の陸上輸送及び配送を委託、役員の兼任、設備の賃貸借、債務保証あり。
(株)ブケ東海	静岡県沼津市	160	その他事業	(65.6) 100.0	役員の兼任、設備の賃貸借、債務保証あり。
トーカイシティサービス(株)	静岡市葵区	300	その他事業	100.0	役員の兼任あり。
その他7社					

会社の名称	本店所在地	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) (株)システム東名	東京都千代田区	72	ガス及び石油事業	19.4	当社へセキュリティサービスの提供、役員の兼任、債務保証あり。
静岡液酸(株)	静岡県富士市	50	ガス及び石油事業	40.0	当社が高圧ガスの仕入。
その他2社					

- (注) 1 上記連結子会社の内、ビック東海は特定子会社に該当し、また有価証券報告書を提出しております。
- 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合の内書であります。
- 3 ビック東海については売上高(連結相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、1.により主要な損益情報等の記載を省略しております。

ビック東海

事業の系統図は次のとおりです。



(注) 1 連結子会社（8社）、*親会社の子会社

関係会社の状況

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容
TOKAI(注2)	静岡市葵区	14,004	液化石油ガス、 石油製品、関連 する機器販売、 工事施工、住宅 ・土地販売、イ ンターネット サービス他	65.4 (6.4)	役員の兼任2名、イン ターネット接続・回線卸 売、インターネット関連 設備(静岡)賃貸・保守 ・運用受託、システム開 発・保守、情報処理・運 用受託、システム商品・ 製品販売、オフィスの賃 借

(注) 1 議決権の被所有割合の(内書)は間接所有割合であります。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(株)いちほらコミュニ ティー・ネットワーク・ テレビ	千葉県市原市	1,320	CATV事業	90.4	役員の兼任4名、イン ターネット接続・回線卸 売、インターネット関連 設備賃貸・保守・運用受 託、債務保証
厚木伊勢原ケーブルネッ トワーク(株)	神奈川県厚木 市	695	CATV事業	99.2	役員の兼任4名、イン ターネット接続・回線卸 売、インターネット関連 設備賃貸・保守・運用受 託、債務保証
熊谷ケーブルテレビ(株)	埼玉県熊谷市	491	CATV事業	99.8	役員の兼任4名、イン ターネット接続・回線卸 売、インターネット関連 設備賃貸・保守・運用受 託、債務保証
(株)イースト・コミュニ ケーションズ	千葉市緑区	240	CATV事業	100.0	役員の兼任4名、イン ターネット接続・回線卸 売、インターネット関連 設備賃貸・保守・運用受 託、債務保証
エルシーブイ(株)	長野県諏訪市	353	CATV事業	87.2	役員の兼任3名
(株)倉敷ケーブルテレビ	岡山県倉敷市	400	CATV事業	98.3 (48.3)	役員の兼任4名、債務保 証
(株)ドリームウェブ静岡	静岡市清水区	684	CATV事業	(58.3) 58.3	役員の兼任3名、イン ターネット関連設備賃貸 借
その他1社					

(注) 1 上記連結子会社7社(その他1社を除く)は、特定子会社に該当します。

2 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

3 議決権の所有割合の(内書)は間接所有割合であります。

(3) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
3社					

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、T O K A I及びビック東海は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

役員の兼任関係

当社の完全子会社であるT O K A I及びビック東海と役員の兼任関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の概要」の記載をご参照下さい。

取引関係

当社の完全子会社であるT O K A I及びビック東海と関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

T O K A I及びビック東海は、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成23年4月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、T O K A I及びビック東海を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成22年11月18日開催の両社の取締役会において、株式移転計画を作成いたしました（以下、「本株式移転計画」といいます。）。さらに、平成22年12月17日開催の両社の取締役会において、本株式移転計画の一部を変更する株式移転計画書の変更計画書を決議いたしました。

本株式移転計画に基づき、T O K A Iの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、ビック東海の普通株式1株に対して当社の普通株式2.3株をそれぞれ割当て交付します。本移転計画においては、平成23年1月21日に開催されるT O K A I及びビック東海両社の臨時株主総会において、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社ザ・トーカイ（以下「甲」という。）及び株式会社ビック東海（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことに関し、次のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式会社T O K A Iホールディングス（以下「持株会社」という。）の成立の日（第8条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1．持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 目的：別紙1「株式会社T O K A Iホールディングス定款」第2条記載のとおりとする。
- (2) 商号：持株会社の商号は、「株式会社T O K A Iホールディングス」とし、英文では「TOKAI Holdings Corporation」と表示する。
- (3) 本店の所在地：静岡県静岡市葵区
- (4) 発行可能株式総数：3億株

2．前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社T O K A Iホールディングス定款」記載のとおりとする。

第3条（持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

持株会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------|
| （設立時取締役） | 鴫田 勝彦 |
| | 西郷 正男 |
| | 真室 孝教 |
| | 村松 邦美 |
| | 鈴木 光速 |
| | 溝口 英嗣 |
| | 藪崎 正義 |
| | 福田 安広 |
| | 小林 憲一（社外） |
| | 鈴木 健一郎（社外） |
| （設立時監査役） | 望月 廣 |
| | 立石 健二（社外） |
| | 雨貝 二郎（社外） |
| | 池田 信夫（補欠） |
| （設立時会計監査人） | 有限責任監査法人トーマツ |

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の甲及び乙の株主に対し、それぞれの所有する甲及び乙の普通株式に代わり、（ ）甲が基準時現在発行している普通株式数の合計と同数及び（ ）乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に2.3を乗じて得られる数（ただし、1株に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）の合計数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社の普通株式の割当てについては、基準時の甲及び乙の株主に対し、次のとおり割り当てる。なお、(1)又は(2)の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。
 - (1) 甲の株主については、その所有する甲の普通株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株につき、持株会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主については、その所有する乙の普通株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株につき、持株会社の普通株式2.3株

第5条（持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 140億円
- (2) 資本準備金の額 35億円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第3回新株予約権（その内容は別紙2「T O K A I 株式移転計画第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「T O K A I 株式移転計画第3回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、T O K A I 株式移転計画第3回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているT O K A I 株式移転計画第3回新株予約権の総数と同数の持株会社の第1回新株予約権（その内容は別紙3「株式会社T O K A Iホールディングス第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「持株会社第1回新株予約権」という。）を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社第1回新株予約権の割当てについては、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録されたT O K A I 株式移転計画第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するT O K A I 株式移転計画第3回新株予約権1個につき持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

3. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第4回新株予約権(その内容は別紙4「T O K A I株式移転計画第4回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「T O K A I株式移転計画第4回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、T O K A I株式移転計画第4回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているT O K A I株式移転計画第4回新株予約権の総数と同数の持株会社の第2回新株予約権(その内容は別紙5「株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第2回新株予約権」という。)を交付する。
4. 前項の規定により交付される持株会社第2回新株予約権の割当てについては、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録されたT O K A I株式移転計画第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するT O K A I株式移転計画第4回新株予約権1個につき持株会社第2回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
5. 持株会社は、本株式移転に際して、甲の第5回新株予約権(その内容は別紙6「T O K A I株式移転計画第5回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「T O K A I株式移転計画第5回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、T O K A I株式移転計画第5回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行しているT O K A I株式移転計画第5回新株予約権の総数と同数の持株会社の第3回新株予約権(その内容は別紙7「株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第3回新株予約権」という。)を交付する。
6. 前項の規定により交付される持株会社第3回新株予約権の割当てについては、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録されたT O K A I株式移転計画第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するT O K A I株式移転計画第5回新株予約権1個につき持株会社第3回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
7. 持株会社は、本株式移転に際して、乙の第2回新株予約権(その内容は別紙8「ビック東海株式移転計画第2回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「ビック東海株式移転計画第2回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、ビック東海株式移転計画第2回新株予約権に代わり、乙が基準時現在発行しているビック東海株式移転計画第2回新株予約権の総数と同数の持株会社の第4回新株予約権(その内容は別紙9「株式会社T O K A Iホールディングス第4回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第4回新株予約権」という。)を交付する。
8. 前項の規定により交付される持株会社第4回新株予約権の割当てについては、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録されたビック東海株式移転計画第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するビック東海株式移転計画第2回新株予約権1個につき持株会社第4回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
9. 持株会社は、本株式移転に際して、乙の第3回新株予約権(その内容は別紙10「ビック東海株式移転計画第3回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「ビック東海株式移転計画第3回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、ビック東海株式移転計画第3回新株予約権に代わり、乙が基準時現在発行しているビック東海株式移転計画第3回新株予約権の総数と同数の持株会社の第5回新株予約権(その内容は別紙11「株式会社T O K A Iホールディングス第5回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第5回新株予約権」という。)を交付する。
10. 前項の規定により交付される持株会社第5回新株予約権の割当てについては、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録されたビック東海株式移転計画第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するビック東海株式移転計画第3回新株予約権1個につき持株会社第5回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
11. 持株会社は、本株式移転に際して、乙の第4回新株予約権(その内容は別紙12「ビック東海株式移転計画第4回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「ビック東海株式移転計画第4回新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、ビック東海株式移転計画第4回新株予約権に代わり、乙が基準時現在発行しているビック東海株式移転計画第4回新株予約権の総数と同数の持株会社の第6回新株予約権(その内容は別紙13「株式会社T O K A Iホールディングス第6回新株予約権の内容」記載のとおり、以下「持株会社第6回新株予約権」という。)を交付する。
12. 前項の規定により交付される持株会社第6回新株予約権の割当てについては、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録されたビック東海株式移転計画第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するビック東海株式移転計画第4回新株予約権1個につき持株会社第6回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

第7条 (自己株式の取扱い)

甲及び乙は、本計画につき第9条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られた場合には、持株会社の成立の日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、甲及び乙が所有している自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)を、実務上消却可能な範囲において、基準時の直前時をもって消却する。

第8条 (持株会社の成立の日)

持株会社の設立の登記をすべき日(以下「持株会社の成立の日」という。)は、平成23年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第9条 (株式移転計画承認株主総会)

1. 甲及び乙は、平成23年1月21日にそれぞれ株主総会を開催し、本計画の承認及び本株式移転に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 前項に定める株主総会の日は、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第10条 (剰余金の配当の限度額)

1. 甲及び乙は、それぞれの平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき4円
 - (2) 乙：普通株式1株につき15円
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本計画作成後、持株会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第11条 (株式上場)

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第12条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本計画作成後持株会社の成立の日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、本計画に特段の定めのある場合を除き、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第13条 (本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画作成後持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合等、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、本株式移転の条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条 (本計画の効力)

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、第9条第1項に定める甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

第15条 (協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上定める。

本計画作成の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年11月18日

甲 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社ザ・トーカイ
代表取締役社長 西郷 正男 印

乙 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社ビック東海
代表取締役社長 早川 博己 印

別紙1「株式会社T O K A Iホールディングス定款」

定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社T O K A Iホールディングスと称し、英文ではTOKAI Holdings Corporationと表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 液化石油ガス、液化天然ガス及び高圧ガス並びにガス機器の製造、供給及び販売並びにガスに関する設備の工事及び賃貸に関する業務
- (2) 一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業並びに電力及び蒸気の供給に関する業務
- (3) 家庭用電気機器及び家庭雑貨品並びに石油類、自動車用品及び石油機器の販売業及び賃貸業
- (4) 再生可能エネルギー機器等の販売に関する業務
- (5) 天然ガス、鉱物の採取及び販売に関する業務
- (6) 毒物、劇物の製造及び販売に関する業務
- (7) バルブ、バルブ部品及び各種高圧ガス容器の設計、開発、製造、加工、販売及び検査に関する業務
- (8) 天然水等を利用した飲料水の製造、販売、輸送及び配送
- (9) 建築工事、土木工事、一般電気工事、電気通信工事、その他の工事の設計、施工、管理及び請負に関する業務
- (10) 不動産、一般構造物及び設備の売買、賃貸、仲介及び管理並びに住宅設備機器の販売に関する業務
- (11) 土地の造成に関する業務及びこれらに関する企画、コンサルティング業務
- (12) 建設工事事業用機械器具、資材の販売及び賃貸に関する業務
- (13) 情報システム業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、情報処理技術者の派遣、その他の情報サービス業
- (14) 電気通信事業法に基づく電気通信事業及び有線テレビジョン放送法による有線テレビジョン放送事業並びにこれらに関連する番組、施設、機器、商品等の制作、建設、保守、製造、販売、賃貸、修理等並びに代理店及び加入者紹介に関する業務
- (15) 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律に基づく有線ラジオ放送事業
- (16) 日本放送協会衛星カラー受信契約の取次業
- (17) 放送機器、通信機器及びこれらの周辺機器の企画、開発、製造、販売及び賃貸に関する業務
- (18) インターネットを利用したデータ伝送及び音声伝送サービス業、商取引及び決済処理に関する業務、その他各種情報提供サービス業
- (19) インターネット上のショッピングモールの開設及び通信販売に関する業務
- (20) 警備業務、その取次業務並びに警備業務に関する設備、機器、システムの開発、賃貸及び販売に関する業務
- (21) 防犯、防災に関する調査、助言等のコンサルタント業務
- (22) 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (23) 保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援に関する業務
- (24) 総合結婚式場の経営に関する業務
- (25) ゴルフ場、スポーツ施設、遊園地等の娯楽施設、旅館、ホテル等の宿泊施設及び研修所等の集会用施設の運営及び賃貸に関する業務
- (26) 自動販売機器及び娯楽機器の販売、直営及び賃貸並びに飲食料品の製造及び販売並びにレストラン及び売店の経営に関する業務
- (27) 宝石及び装身具の販売業

- (28) 旅行業代理店業
 - (29) 船舶の製造、修繕、販売及び賃貸に関する業務
 - (30) 遠洋漁業及び近海漁業
 - (31) 倉庫業
 - (32) 介護サービスに関する業務
 - (33) クレジットカード事業
 - (34) 広告宣伝業及び広告代理店業
 - (35) 出版業、録音録画の制作販売業及び通信販売事業
 - (36) 玩具の開発、製造及び販売に関する業務
 - (37) 化粧品、健康食品、医薬品及び医薬部外品の製造及び販売に関する業務
 - (38) 水産品、農産品及び畜産品の加工並びに販売に関する業務
 - (39) 測量業務
 - (40) 有価証券及び外国為替の売買に関する業務
 - (41) 貸金業
 - (42) 前各号に関する商品及び技術の輸出入業務並びに調査、研究、研修及びコンサルティング業務
 - (43) 前各号の目的を達成するために必要な事業に対する投資並びにこれに附帯関連する一切の業務
2. 当社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれに附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認められた業務
 - (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を静岡県静岡市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式を有する株主の権利）

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 当社の株主の権利行使に関する手続き並びに株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（株主総会の招集権者）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議長）

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（議長の権限）

第18条 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2. 株主総会の議長は、株主総会の秩序を維持するために必要な命令を発し、これに従わない者に対しては、会場から退去させることができる。

（決議の方法）

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第22条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任方法）

第23条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役の選定）

第25条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定する。

ほかに取締役の中から取締役会長1名及び取締役副社長若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（顧問及び相談役の設置）

第26条 取締役会は、その決議によって当会社に顧問及び相談役各若干名を選定することができる。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集権者及び議長）

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

- 2．当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録の作成）

第31条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第32条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の数）

第33条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任方法）

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の予選の効力）

第36条 補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（常勤監査役）

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（報酬等）

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集通知）

第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録の作成）

第41条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規則）

第42条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第47条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行う。

（中間配当の基準日）

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第49条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

付則

（設立の方法）

第1条 当社の設立は、会社法第772条の株式移転による。

(最初の事業年度)

第2条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(役員報酬等)

第3条 第27条及び第38条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役

取締役の報酬等の額は、年額金350百万円以内とする。

(2) 監査役

監査役の報酬等の額は、年額金60百万円以内とする。

(付則の削除)

第4条 本付則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除するものとする。

以上

[次へ](#)

別紙 2

TOKAI 株式移転計画第 3 回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社ザ・トーカイ第 3 回新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権の目的たる株数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。当該調整後株式数を適用する日については、下記 (口)(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併する場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告又は新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

各新株予約権の発行価額及び発行日

無償で発行するものとし、発行日は平成16年 8 月17日とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額467円（以下、本別紙において「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 発行日以降、次の事由が生ずる場合、行使価額は、次に定める算式（以下、本別紙において「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

当社普通株式につき株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株の譲渡、「商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）」の施行前の商法に基づく転換社債の転換、新株引受権証券並びに商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

- (a) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(口)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、本別紙において「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む、以下、本別紙において同じ。）の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- (b) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
- (c) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 当社普通株式につき株式分割が生じた場合に上記(イ)に従い調整した調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、本別紙において「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合に上記(イ)に従い調整した調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(ハ) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告又は新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

新株予約権の行使可能期間

平成18年7月1日から平成23年6月30日まで

その他の新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当を受けた者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）のうち、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員については、権利行使時において、その地位を保存していることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (ロ) 割当てられた権利は第三者への譲渡、質入、相続、その他の処分をすることはできない。
- (ハ) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ニ) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の消却事由及び条件

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (ロ) 当社はいつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

新株予約権の行使により新株式を発行する場合における当該株式の発行価額中資本に組入れない額行使価額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使により新株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下、本別紙において「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。

ただし、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

（イ）新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

（ロ）各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数（以下、本別紙において「承継後株式数」という。）とする。

（ハ）各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

（ニ）新株予約権の行使可能期間

上記 に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

（ホ）その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件

上記 及び に準じて決定する。

（ヘ）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

以 上

別紙3

株式会社TOKAIホールディングス第1回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社TOKAIホールディングス第1回新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株(以下、本別紙において「付与株式数」という。)とする。ただし、平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに、株式会社ザ・トーカイが同社の普通株式について株式の分割(普通株式の無償割当を含む。以下、本別紙において同じ。)又は株式の併合を行う場合、及び、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権の目的たる株数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。当該調整後株式数を適用する日については、下記(口)(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに、株式会社ザ・トーカイが他社と吸収合併もしくは新設合併する場合、又は株式会社ザ・トーカイが新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併する場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

各新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を公告又は新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、本別紙において「新株予約権者」という。)に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額467円(以下、本別紙において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 次の事由が生ずる場合、行使価額は、次に定める算式(以下、本別紙において「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに株式会社ザ・トーカイが同社の普通株式につき株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号))の施行前の商法に基づく転換社債の転換、新株引受権証券並びに商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)並びに新株予約権発行後当社が当社普通株式につき株式分割及び時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号))の施行前の商法に基づく転換社債の転換、新株引受権証券並びに商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行株式数}}$$

- (a) 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(口)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、本別紙において「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。)の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (b) 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における株式会社ザ・トーカイ又は当社の発行済株式総数から株式会社ザ・トーカイ又は当社が当該日において自己株式として保有している株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式の総数を控除した数とする。
- (c) 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式につき株式分割が生じた場合に上記(イ)に従い調整した調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加させる議案が株式会社ザ・トーカイ又は当社の定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、本別紙において「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b) 株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合に上記(イ)に従い調整した調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を公告又は新株予約権者に通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年4月1日から平成23年6月30日まで

その他の新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当を受けた者(以下、本別紙において「新株予約権者」という。)のうち、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員については、権利行使時において、その地位を保存していることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (ロ) 割当てられた権利は第三者への譲渡、質入、相続、その他の処分をすることはできない。
- (ハ) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ニ) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

新株予約権の取得事由

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 当社はいつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて取得することができるものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)に定める資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使により新株式を発行する場合における剰余金の配当の計算

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の剰余金の配当(中間配当を含む。)については、新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、本別紙において「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、本別紙において「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

(ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(チ) 新株予約権の取得条項

上記 に準じて決定する。

(リ) その他の新株予約権の行使の条件

下記 に準じて決定する。

新株予約権を割り当てる日
当社の成立の日

新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを当社代表取締役が定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社代表取締役が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙 4

TOKAI株式移転計画第4回新株予約権の内容

募集新株予約権の名称

株式会社ザ・トーカイ第4回新株予約権

募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、本別紙において「付与株式数」という。）は500株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、本別紙における株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、（口）(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の額

本募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本募集新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額465円（以下、本別紙において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額の調整

(イ) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(a)又は(b)を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式（以下、本別紙において「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、本別紙において「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した(かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ロ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)に定める資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

募集新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、本別紙において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本別紙において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（イ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（ロ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ハ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

（ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ホ）新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ヘ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

（ト）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（チ）新株予約権の取得条項

上記 に準じて決定する。

（リ）その他の新株予約権の行使の条件

下記 に準じて決定する。

募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。

募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

以上

株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

T O K A Iホールディングス第2回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、本別紙において「付与株式数」という。)は500株とする。

なお、平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに、株式会社ザ・トーカイが同社の普通株式について株式の分割(普通株式の無償割当を含む、以下本別紙において同じ。)又は株式の併合を行う場合、及び、新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、本別紙において「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額465円(以下、本別紙において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額の調整

(イ) 次の(a)又は(b)が行われる場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下、本別紙において「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに株式会社ザ・トーカイが同社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合及び新株予約権発行後当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 株式会社ザ・トーカイが平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに時価を下回る価額で株式会社ザ・トーカイの普通株式につき新株式の発行を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、株式会社ザ・トーカイの普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は株式会社ザ・トーカイの普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)及び新株予約権発行後当社が時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、本別紙において「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における株式会社ザ・トーカイ又は当社の発行済普通株式総数から株式会社ザ・トーカイ又は当社が当該日において保有する株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- (a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株式会社ザ・トーカイ又は当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)に定める資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、本別紙において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本別紙において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (チ) 新株予約権の取得条項
上記 に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
下記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

新株予約権を割り当てる日

当社の成立の日

新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを当社代表取締役が定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社代表取締役が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

[次へ](#)

別紙6

TOKAI株式移転計画第5回新株予約権の内容

募集新株予約権の名称

株式会社ザ・トーカイ第5回新株予約権

募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、本別紙において「付与株式数」という。）は500株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、本別紙における株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、(口)(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の額

本募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本募集新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額465円（以下、本別紙において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額の調整

(イ) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(a)又は(b)を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式（以下、本別紙において「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、本別紙において「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した(かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ロ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)に定める資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

募集新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、本別紙において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本別紙において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

（イ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（ロ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ハ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

（ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ホ）新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（ヘ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

（ト）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（チ）新株予約権の取得条項

上記 に準じて決定する。

（リ）その他の新株予約権の行使の条件

下記 に準じて決定する。

募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。

募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを当社代表取締役が定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社代表取締役が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

別紙7

株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

T O K A Iホールディングス第3回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、本別紙において「付与株式数」という。)は500株とする。

なお、平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに、株式会社ザ・トーカイが同社の普通株式について株式の分割(普通株式の無償割当を含む。以下、本別紙において同じ。)又は株式の併合を行う場合、及び、新株予約権発行後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、本別紙において「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額465円(以下、本別紙において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額の調整

(イ) 次の(a)又は(b)が行われる場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下、本別紙において「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに株式会社ザ・トーカイが同社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合及び新株予約権発行後当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 株式会社ザ・トーカイが平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに時価を下回る価額で株式会社ザ・トーカイの普通株式につき新株式の発行を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、株式会社ザ・トーカイの普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は株式会社ザ・トーカイの普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)及び新株予約権発行後当社が時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、本別紙において「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における株式会社ザ・トーカイ又は当社の発行済普通株式総数から株式会社ザ・トーカイ又は当社が当該日において保有する株式会社ザ・トーカイ又は当社の普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- (a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株式会社ザ・トーカイ又は当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)に定める資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、本別紙において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本別紙において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 に定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (チ) 新株予約権の取得条項
上記 に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
下記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

新株予約権を割り当てる日

当社の成立の日

新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを当社代表取締役が定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社代表取締役が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

別紙 8

ビック東海株式移転計画第2回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社ビック東海第2回新株予約権

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、本別紙において「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、付与株式数は分割または併合の比率に応じて下記のとおり比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記（ロ）(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

各新株予約権の発行価額及び発行日

無償で発行するものとし、発行日は平成16年8月2日とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額である1,019円（以下、本別紙において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 次の事由が生じた場合は、行使価額は、次に定める算式（以下、本別紙において「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合。（新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、本別紙において「調整後行使価額適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下、本別紙において「時価算定期間」という。）の最終価格（気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。）の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

当社の普通株式が証券取引所に上場された場合には、行使価額調整式に使用する時価は、時価算定期間の当該取引所（同時に複数の証券取引所に上場された場合は主要な一取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（取引が成立しない日を除く。）とする。主要な一取引所とは、時価算定期間における当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される証券取引所をいう。ただし、時価算定期間に上場日が含まれる場合は、上場日の前日以前の期間における最終価格（取引が成立しない日を除く。）及び上場日以降の期間における終値（気配表示を含む。）の平均値（取引が成立しない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額適用日は、次に定めるところによる。

(a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本への組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下、本別紙において「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合の他、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告または通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の行使可能期間

平成18年7月1日から平成23年6月30日まで

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の消却事由及び消却の条件

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権の全部を無償にて消却することができる。

(ロ) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

新株予約権の行使により新株式を発行する場合における当該株式の発行価額中資本に組入れない額

行使価額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使により新株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

当社を完全子会社とする株式交換または株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針

当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、本別紙において「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。

ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当社株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

（イ）新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式とする。

（ロ）各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、付与株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、本別紙において「承継後付与株式数」という。）とする。

（ハ）各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後付与株式数を乗じた額とする。

（ニ）新株予約権の行使可能期間

上記 に定める新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換または株式移転の日のいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

（ホ）その他の新株予約権の行使の条件ならびに新株予約権の消却事由及び消却の条件

上記 及び に準じて決定する。

（ヘ）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使請求及び払込の方法

（イ）新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記 に定める行使請求受付場所に提出するものとする。なお、当該行使にかかる新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、「新株予約権行使請求書」に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

（ロ）前(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の行使価額的全額（以下、本別紙において「払込金」という。）を、現金にて下記 に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下、本別紙において「指定口座」という。）に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部（新株予約権に係る事務を担当する部署に変更があった場合には、当該変更後の担当部署）

新株予約権の行使に際する払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社静岡支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

新株予約権の行使の効力発生時期等

- （イ）新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された「新株予約権行使請求書」を払込取扱場所が受領し、かつ上記（ロ）に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。
- （ロ）当社は、行使手続終了後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式にかかる株券を交付しない。

本要項の規定の読み替えその他の措置

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、商法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

発行要項の公示

当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

その他新株予約権の割当て及び新株予約権に関連する諸手続の詳細等に関し必要な事項は、当社取締役社長が定めるものとする。

以上

別紙 9

株式会社T O K A Iホールディングス第4回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社T O K A Iホールディングス第4回新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本別紙において「付与株式数」という。)は230株とする。

ただし、平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに、株式会社ビック東海が同社の普通株式の分割(普通株式の株式無償割当てを含む、以下、本別紙における株式分割の記載につき同じ。)又は併合を行う場合、及び、下記に定める新株予約権を割り当てる日(以下、本別紙において「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に応じて下記のとおり比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(ロ)(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用するの前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、本別紙において「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

新株予約権の払込金額及び新株予約権を割り当てる日

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととし、割当日は当社の成立の日とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額である444円(以下、本別紙において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 次の事由が生じた場合は、行使価額は、次に定める算式(以下、本別紙において「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに株式会社ビック東海が同社の普通株式の分割又は併合を行う場合、及び割当日後当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) 平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに株式会社ビック東海が時価を下回る価額で株式会社ビック東海の普通株式につき新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)、並びに割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使を除く。))、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、本別紙において「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所ジャスダック市場における株式会社ビック東海の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。)の平均値、又は調整後行使価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における株式会社ビック東海又は当社の発行済株式総数から株式会社ビック東海又は当社が当該日において自己株式として保有している株式会社ビック東海又は当社の普通株式の総数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ)調整後行使価額適用日は、次に定めるところによる。

(a)上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株式会社ビック東海又は当社の定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の直後に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、本別紙において「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b)上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ)上記(イ)(a)及び(b)に定める場合の他、平成22年11月18日以降当社の成立の日の前日までに、株式会社ビック東海が合併又は会社分割を行う場合等、及び、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(ニ)行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年4月1日から平成23年6月30日まで

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、本別紙において「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、本別紙において「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 に準じて決定する。

(ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(チ) 新株予約権の取得条項

上記 に準じて決定する。

(リ) その他の新株予約権の行使の条件

上記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを当社代表取締役が定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社代表取締役が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

[次へ](#)

ビック東海株式移転計画第3回新株予約権の内容

募集新株予約権の名称

株式会社ビック東海第3回新株予約権

募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、本別紙において「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、下記に定める募集新株予約権を割り当てる日(以下、本別紙において「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、本別紙における株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。当該調整後付与株式数を適用する日については、(口)(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、本別紙において「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1,242円(以下、本別紙において「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(a)又は(b)を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下、本別紙において「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(口)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、本別紙において「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した(かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ロ) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

募集新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (二) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (ホ) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、本別紙において「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、本別紙において「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (チ) 新株予約権の取得条項
上記 に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
下記 に準じて決定する。

募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。

募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

募集新株予約権を割り当てる日

平成21年 8月17日

募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを下記 に定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記 に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社静岡支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社T O K A Iホールディングス第5回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社T O K A Iホールディングス第5回新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

T O K A Iホールディングス第5回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、本別紙において「付与株式数」という。）は230株とする。

ただし、平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに、株式会社ビック東海が同社の普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、本別紙における株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、及び、下記に定める新株予約権を割り当てる日（以下、本別紙において「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。当該調整後付与株式数を適用する日については、（ロ）(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用するの前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である540円（以下、本別紙において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 次の(a)又は(b)を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式（以下、本別紙において「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに株式会社ビック東海が同社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、及び割当日後当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに株式会社ビック東海が時価を下回る価額で株式会社ビック東海の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、株式会社ビック東海の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は株式会社ビック東海の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、及び割当日後当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、本別紙において「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における大阪証券取引所ジャスダック市場における株式会社ビック東海の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)、又は適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における株式会社ビック東海又は当社の発行済普通株式総数から株式会社ビック東海又は当社が当該日において保有する株式会社ビック東海又は当社の普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- (a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株式会社ビック東海又は当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、本別紙において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本別紙において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (チ) 新株予約権の取得条項
上記 に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
下記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

新株予約権を割り当てる日

当社の成立の日

新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを当社代表取締役が定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社代表取締役が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

ビック東海株式移転計画第4回新株予約権の内容

募集新株予約権の名称

株式会社ビック東海第4回新株予約権

募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、本別紙において「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、本別紙において「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、本別紙における株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。当該調整後付与株式数を適用する日については、（口）(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1,242円（以下、本別紙において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の(a)又は(b)を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式（以下、本別紙において「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、本別紙において「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(a)上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した(かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(b)上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ)上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

募集新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ロ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

募集新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(ハ)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (ホ) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、本別紙において「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、本別紙において「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (チ) 新株予約権の取得条項
上記 に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
下記 に準じて決定する。

募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。

募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

募集新株予約権を割り当てる日

平成21年 8月17日

募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを下記 に定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記 に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社静岡支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社T O K A Iホールディングス第6回新株予約権の内容

新株予約権の名称

株式会社T O K A Iホールディングス第6回新株予約権

新株予約権の目的である株式の種類及び数

T O K A Iホールディングス第6回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、本別紙において「付与株式数」という。）は230株とする。

ただし、平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに、株式会社ビック東海が同社の普通株式につき、株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、本別紙における株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、及び、下記に定める新株予約権を割り当てる日（以下、本別紙において「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。当該調整後付与株式数を適用する日については、（ロ）(a)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用するの前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、本別紙において「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である540円（以下、本別紙において「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額の調整

(イ) 次の(a)又は(b)を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式（以下、本別紙において「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(a) 平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに株式会社ビック東海が同社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、及び割当日後当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(b) 平成22年11月18日以降当社の成立の前日までに株式会社ビック東海が時価を下回る価額で株式会社ビック東海の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、株式会社ビック東海の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は株式会社ビック東海の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、及び割当日後当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「新株式発行前の時価」とは、下記(ロ)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、本別紙において「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における大阪証券取引所ジャスダック市場における株式会社ビック東海の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、本別紙において同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)、又は適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における株式会社ビック東海又は当社の発行済普通株式総数から株式会社ビック東海又は当社が当該日において保有する株式会社ビック東海又は当社の普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(ロ) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- (a) 上記(イ)(a)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないうときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株式会社ビック東海又は当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、本別紙において「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (b) 上記(イ)(b)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(ハ) 上記(イ)(a)及び(b)に定める場合のほか、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(ニ) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成28年7月31日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (ホ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、本別紙において「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、本別紙において「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、本別紙において「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 に準じて決定する。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (チ) 新株予約権の取得条項
上記 に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
下記 に準じて決定する。

新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

新株予約権を割り当てる日

当社の成立の日

新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (イ) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを当社代表取締役が定める行使請求受付場所に提出する。
- (ロ) 上記(イ)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社代表取締役が定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

新株予約権の行使の効力発生時期等

- (イ) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (ロ) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できることとし、かかる変更は本要項と一体をなす。

発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式移転計画書の変更計画書

株式会社ザ・トーカイ（以下「甲」という。）及び株式会社ビック東海（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式会社T O K A Iホールディングスを設立するために作成した平成22年11月18日付株式移転計画書（以下「原計画」）の変更に関し、平成22年12月17日付で以下のとおり株式移転計画書の変更計画書（以下「本変更計画」という。）を作成する。

第1条（設立時監査役の変更）

原計画第3条に定める設立時監査役に、瀬下 明（社外）を追加する。

以 上

本変更計画作成の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年12月17日

甲 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社ザ・トーカイ
代表取締役社長 西郷 正男 印

乙 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社ビック東海
代表取締役社長 早川 博己 印

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	T O K A I	ビック東海
株式移転比率	1	2.3

(注) 1 T O K A Iの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、ビック東海の普通株式1株に対して当社の普通株式2.3株をそれぞれ割当て交付します。なお、当社の単元株式数は100株となる予定であります。

本株式移転により、T O K A I又はビック東海の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。ただし、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、上記株式移転比率は両社協議の上、変更することがあります。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式 155,222,767株

上記は、平成22年9月30日時点におけるT O K A Iの発行済株式総数（75,750,394株）、及びビック東海の発行済株式総数（39,682,800株）に基づいて算出しており、実際に当社が発行する新株式数は変動することがあります。

2．株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

T O K A I及びビック東海は本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性を期すため、T O K A Iは日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に対し、ビック東海はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

日興コーディアル証券は、T O K A I及びビック東海の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社について、両社の株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を採用して算定を行いました。各評価方法による算定結果は以下のとおりであります（以下の株式移転比率の評価レンジは、T O K A Iの普通株式1株に対するビック東海の普通株式の評価レンジを記載したものであります。）。

	評価方法	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価法	1 : 1.93 ~ 2.09
	D C F法	1 : 1.09 ~ 2.38

なお、市場株価法では、平成22年11月12日を基準日として、平成22年10月13日から平成22年11月12日の1カ月間の終値平均株価及び平成22年8月13日から平成22年11月12日の3カ月間の終値平均株価から算定を行いました。

注) 日興コーディアル証券は、株式移転比率の算定に際し、T O K A I及びビック東海の資産及び負債に関して、独自の評価若しくは査定、又は公認会計士その他の専門家を交えた精査を行っておらず、第三者からの独立した評価等を受領しておりません。また、株式移転比率算定書は、その作成に当たり使用した各種情報及び資料が正確かつ完全であること、当該情報・資料に含まれるT O K A I及びビック東海両社の将来の事業計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていること、並びにT O K A I及びビック東海の株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。

みずほ証券は、T O K A I及びビック東海の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社それぞれについて、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するため、D C F法を採用して算定を行いました。各評価方法による算定結果は以下のとおりです（なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、T O K A Iの普通株式1株に対するビック東海の普通株式の評価レンジを記載したものです。）。

	評価方法	株式移転比率の評価レンジ
	市場株価基準法	1 : 1.93 ~ 2.11
	D C F 法	1 : 2.01 ~ 3.19

なお、市場株価基準法では、平成22年11月12日を基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、及び3ヶ月間の終値平均株価を採用致しました。

注) みずほ証券は、株式移転比率の算定に際し、T O K A I 及びビック東海から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性のある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価若しくは査定、又は公認会計士その他の専門家を交えた精査を行っておらず、第三者からの独立した評価等を受領しておりません。みずほ証券の株式移転比率算定は平成22年11月12日現在までの情報、及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測、及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、日興コーディアル証券及びみずほ証券がD C F 法の前提としたT O K A I 及びビック東海の将来の利益計画におきましては、大幅な増減益を見込んでおりません。

算定の経緯

上記のとおり、T O K A I は日興コーディアル証券に、ビック東海はみずほ証券に本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、両社はともに第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果及び助言を参考に、T O K A I とビック東海の資本関係、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、T O K A I とビック東海との協議により変更することがあります。

算定機関との関係

第三者算定機関である日興コーディアル証券及びみずほ証券は、いずれもT O K A I 又はビック東海の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

T O K A I の普通株式の単元株式数は1,000株とされておりますが、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。なお、ビック東海の普通株式の単元株式数は100株とされており、当社と相違はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

普通株式の買取請求権の行使の方法について

T O K A I 又はビック東海の株主が、その有するT O K A I の普通株式又はビック東海の普通株式につき、T O K A I 又はビック東海に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年1月21日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれT O K A I 又はビック東海に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T O K A I 及びビック東海が、上記臨時株主総会の決議の日（平成23年1月21日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

T O K A I

議決権の行使の方法としては、平成23年1月21日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が議決権行使書面に各議案の賛否を記載し、平成23年1月20日のT O K A Iの営業時間終了時（午後5時15分）までにT O K A Iに送付することにより議決権を行使することができます。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

ビック東海

議決権の行使の方法としては、平成23年1月21日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が議決権行使書面に各議案の賛否を記載し、平成23年1月20日のビック東海の営業時間終了時（午後5時45分）までにビック東海に送付することにより議決権を行使することができます。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、当社の設立の日の前日のT O K A I及びビック東海の最終の株主名簿に記載された株主に割り当てられます。株主は、自己のT O K A I又はビック東海の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

新株予約権の買取請求権の行使の方法について

T O K A I及びビック東海が発行する新株予約権については、新株予約権の内容及び組織再編成に係る割当ての内容を踏まえ、新株予約権者に対して、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたします。

T O K A Iの第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権、並びにビック東海の第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

なお、T O K A I及びビック東海は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、T O K A I及びビック東海が発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る同法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、T O K A Iにおいてはビック東海の、ビック東海においてはT O K A Iの最終事業年度に係る計算書類等の内容、T O K A Iにおいてはビック東海の、ビック東海においてはT O K A Iの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びにT O K A IにおいてはT O K A Iの、ビック東海においてはビック東海の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、T O K A I及びビック東海の本店に平成23年1月7日よりそれぞれ備え置くこととします。

の書類は、平成22年11月18日開催のT O K A I及びビック東海の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、T O K A I及びビック東海の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類です。の書類は、T O K A I又はビック東海の平成22年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、T O K A Iにおいてはビック東海の平成22年3月期の、ビック東海においてはT O K A Iの平成22年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。の書類は、T O K A IにおいてはT O K A Iの平成22年3月期の、ビック東海においてはビック東海の平成

22年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、T O K A I及びビック東海の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転決議取締役会(両社)	平成22年11月18日(木)
株主総会基準日公告日(両社)	平成22年11月19日(金)
臨時株主総会基準日(両社)	平成22年12月6日(月)
株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	平成23年1月21日(金)(予定)
上場廃止日(両社)	平成23年3月29日(火)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	平成23年4月1日(金)(予定)
当社株式上場日	平成23年4月1日(金)(予定)

但し、今後の手続きにおいて、やむを得ない状況が生じた場合は、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

T O K A I又はビック東海の株主が、その有するT O K A Iの普通株式又はビック東海の普通株式につき、T O K A I又はビック東海に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成23年1月21日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれT O K A I又はビック東海に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T O K A I及びビック東海が、上記臨時株主総会の決議の日(平成23年1月21日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

T O K A I及びビック東海が発行する新株予約権については、新株予約権の内容及び組織再編成に係る割当ての内容を踏まえ、新株予約権者に対して、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたします。

T O K A Iの第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権、並びにビック東海の第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

なお、T O K A I及びビック東海は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となるTOKAI及びピック東海の最近連結会計年度の主要な経営指標等は以下のとおりです。

TOKAI

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高（百万円）	142,351	154,818	160,724	165,702	159,228
経常損益（百万円）	5,243	4,768	4,162	257	10,822
当期純損益（百万円）	2,819	3,443	518	2,187	3,080
純資産額（百万円）	13,776	21,261	20,728	16,732	19,549
総資産額（百万円）	155,131	160,497	166,802	168,554	191,036
1株当たり純資産額（円）	185.02	216.91	205.46	157.87	195.39
1株当たり当期純損益金額（円）	38.01	46.53	7.16	30.64	43.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	35.68	46.36	* 3 . -	* 2 . -	43.43
自己資本比率（％）	8.9	9.9	8.8	6.7	7.2
自己資本利益率（％）	23.9	23.3	3.4	16.8	24.6
株価収益率（倍）	20.3	9.7	61.9	* 2 . -	12.0
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	7,922	17,464	13,587	22,406	21,915
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	4,574	10,154	14,610	20,064	25,665
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	5,703	4,053	875	2,787	7,253
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	6,124	9,380	7,467	6,998	10,501
従業員数（人） [外、平均臨時雇用者数]	3,207 [785]	3,289 [801]	3,479 [814]	3,666 [858]	4,029 [847]

（注）1 売上高には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

* 2 1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

* 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

ビック東海

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (千円)	23,436,408	33,924,865	35,089,557	38,195,161	42,758,263
経常利益 (千円)	2,567,029	4,196,978	4,223,074	4,235,065	5,235,314
当期純利益 (千円)	2,594,044	4,112,797	2,333,821	2,528,719	2,815,418
純資産額 (千円)	10,325,877	13,610,762	14,947,912	14,971,995	15,737,470
総資産額 (千円)	30,949,439	33,729,112	40,118,978	43,791,879	61,255,164
1株当たり純資産額 (円)	257.79	337.96	371.08	392.58	417.15
1株当たり当期純利益金額 (円)	94.66	102.74	58.23	64.10	75.88
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	94.18	102.52	58.19	64.09	75.84
自己資本比率 (%)	33.4	40.1	37.1	34.0	25.0
自己資本利益率 (%)	28.7	34.5	16.4	17.0	18.6
株価収益率 (倍)	18.17	10.90	9.75	13.26	12.14
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,914,939	8,374,497	6,943,777	8,726,258	9,191,744
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,006,670	4,712,576	7,360,132	10,658,565	13,155,349
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,312,108	3,010,450	137,262	1,501,311	5,216,517
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,573,845	2,225,314	1,946,222	1,515,227	2,768,140
従業員数 (人)	994	1,126	1,203	1,277	1,590

(注) 1 売上高には消費税及び地方消費税（以下消費税等といいます。）は含まれておりません。

2 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の各数値は、発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。

3 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

平成22年11月18日 T O K A I及びビック東海は、臨時株主総会の承認を前提として、取締役会において承認のうえ、「株式移転計画書」を作成

平成23年1月21日 T O K A I及びビック東海の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成23年4月1日 T O K A I及びビック東海が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、T O K A I及びビック東海の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、エネルギー事業、情報通信事業等を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う予定です。また、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の事業（平成22年12月末現在）の内容は以下のとおりです。

T O K A I

T O K A Iグループ（T O K A I及びT O K A Iの関係会社）はT O K A I及びその子会社20社・関連会社4社で構成されており、事業内容は、エネルギー、住宅建築・不動産販売、情報処理、情報通信サービス、婚礼催事サービス等と多種にわたっておりますが、事業の種類別セグメントは4区分によっております。セグメント毎の主な事業部門の内容、当社及び関係会社の当該部門における位置づけは、次のとおりであります。

なお、次の4部門はT O K A Iの事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

ガス及び石油事業

T O K A Iグループの中核となるガス・石油等のエネルギー関連の事業セグメントで、次の5事業部門で構成しております。

<液化石油ガス・石油事業部門>

液化石油ガス・液化天然ガス・石油製品及びこれらに関連する機器工事の販売等が主たる事業内容であり、T O K A I、東海ガス(株)及びその他連結子会社2社が販売を行い、主にT O K A Iが仕入を行っております。また、東海造船運輸(株)が関連する陸上輸送事業を行い、T O K A I及び東海ガス(株)が新規需要家の開拓を行っております。

このほか、T O K A Iが各種高圧ガス容器の再検査及び塗装事業を行っており、その他連結子会社1社が液化石油ガスの製造を行っております。

<都市ガス事業部門>

東海ガス(株)が静岡県志太地区（焼津市・藤枝市・島田市）において、都市ガス（天然ガス）を供給しております。なお、その他持分法適用関連会社1社が開業準備中であります。

<高圧ガス事業部門>

T O K A Iが酸素、窒素等の高圧ガス及び関連機材の販売を行っており、静岡液酸(株)が高圧ガスの製造を行っております。

<セキュリティ事業部門>

T O K A Iがセキュリティ（機械警備業務）のサービスを行っており、(株)システム東名がT O K A I及び他のセキュリティ事業者向けに、セキュリティシステムの卸売を行っております。

< アクア事業部門 >

T O K A I が天然水を利用した飲料水の宅配事業を行っており、東海ガス(株)がT O K A I のブランド「朝霧のしずく」の製造を、東海造船運輸(株)が関連する陸上輸送及び宅配を行っております。

建築及び不動産事業

T O K A I が住宅、店舗等の建築、設計、設備機器の販売、不動産の開発、売買、賃貸及び仲介等の事業を行っているほか、島田リゾート(株)が不動産事業を行っております。

情報及び通信サービス事業

情報及び通信サービス事業については次の4事業部門で構成しております。

< A D S L ・ F T T H 事業部門 >

T O K A I が静岡県内、ビック東海が静岡県を除く全国を対象にI S P（インターネット接続事業者：Internet Service Provider）として直販を行っており、ビック東海が静岡県内及び関東地域において通信キャリア事業者としてA D S L 回線の卸売を行っております。

（注） F T T H：光ファイバーによる家庭向データ通信サービス：Fiber To The Home

< C A T V 事業部門 >

ビック東海、(株)いちはらコミュニティー・ネットワーク・テレビ、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)、熊谷ケーブルテレビ(株)、(株)イースト・コミュニケーションズ、エルシーブイ(株)、(株)倉敷ケーブルテレビ、(株)ドリームウェーブ静岡及びその他連結子会社1社がC A T V 事業を行っております。

< モバイル事業部門 >

T O K A I がソフトバンクモバイル(株)の代理店事業を行っており、ビック東海及び東海ガス(株)がショップの運営、顧客の取次業務等を行っております。

< その他事業部門 >

ビック東海がソフトウェアの開発、情報処理サービス及び関連機器販売を行っております。

このほか、T O K A I が光ファイバー芯線の販売を行っております。また、T O K A I 及びビック東海が光ファイバー賃貸サービスを行い、ビック東海がデータ伝送サービスを行っております。

その他事業

その他事業については、次の3事業部門で構成しております。

< 婚礼催事ホテル事業部門 >

(株)ブケ東海及びトーカシティサービス(株)が総合結婚式場及び催事場の運営を行っており、また、その他持分法適用関連会社1社がホテル事業を行っております。

< 船舶修繕事業部門 >

東海造船運輸(株)が主として遠洋・近海漁業船舶等の修繕工事を行っております。

< その他サービス事業部門 >

T O K A I がバルブの製造、加工及び販売事業を行っているほか、T O K A I が保険代理事業を、(株)ブケ東海が旅行代理事業を行っております。

なお、T O K A I が行っているバルブ事業については、平成23年2月1日（予定）を譲渡期日とする事業譲渡契約を平成22年12月29日に締結しました。

（注）(株)ブケ東海はその他連結子会社3社に事業を譲渡し、解散を予定しております。

ビック東海

ビック東海グループは、ビック東海及びその連結子会社8社（(株)いちはらコミュニティー・ネットワーク・テレビ、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)、熊谷ケーブルテレビ(株)、(株)イースト・コミュニケーションズ、エルシーブイ(株)、(株)倉敷ケーブルテレビ、(株)ドリームウェーブ静岡、その他連結子会社1社）並びに親会社（T O K A I）の10社で構成されており、事業内容は自社C A T V 網による放送事業及びインターネット、光I P（インターネット・プロトコルの略、以下同じ）電話などの通信サービス事業、ブロードバンドを中心としたI S P（インターネットサービスプロバイダの略、以下同じ）B B 事業、東京・大阪間に敷設した自社光幹線による回線卸売、データ伝送サービスなどのキャリアサービス事業、またビック東海技術者によるソフトウェア開発事業、自社データセンターを活用した情報処理・運用事業、システム商品・製品販売事業などを行っており、事業の種類別セグメントは4区分によっております。事業の種類別セグメント毎の主な事業部門の内容、ビック東海及びその関係会社の当該部門における位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の4部門はビック東海の事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

C A T V 事業

C A T V 網による放送事業及びインターネット、光I P 電話などの通信サービス事業をビック東海、(株)いちはらコミュニティー・ネットワーク・テレビ、厚木伊勢原ケーブルネットワーク(株)、熊谷ケーブルテレビ(株)、(株)イースト・コミュニケーションズ、エルシーブイ(株)、(株)倉敷ケーブルテレビ、(株)ドリームウェーブ静岡及びその他連結子会社1社が行っておりま

す。

コミュニケーションサービス事業

ビック東海グループの通信事業関連の事業セグメントで、次の2事業部門で構成しております。

< I S P B B事業部門 >

ブロードバンドを中心としたI S P直販事業をビック東海が全国展開（静岡県内除く）しており、自社カスタマーセンターにて顧客管理、カスタマーサポート等を行っております。なお、静岡県内はT O K A IがI S P直販事業を行っております。

< キャリアサービス事業部門 >

通信キャリア事業者として、ビック東海がインターネットの上位接続回線（国内複数のインターネットデータエクスチェンジに接続し、他社プロバイダとピアリングをしている）及び静岡県内・関東にてD S L回線の卸売を行っております。

また、自社光幹線網など長距離専用線サービス設備を利用した企業向けデータ伝送サービスや広域イーサネットサービスを行っております。

システムイノベーションサービス事業

ビック東海グループの情報事業関連の事業セグメントで、次の3事業部門で構成しております。

< ソフトウェア開発事業部門 >

主として通信業界、流通業界に向けた事業基盤からサービス提供に関わるソフトウェアの受託開発を行っております。

< 情報処理・運用事業部門 >

自社設備であるデータセンターを活用し、情報処理サービスやシステム運用サービスを行っております。

< システム商品・製品販売事業部門 >

パッケージソフト、自社所有のネットワークインフラ及びデータセンターを活用し、情報システムの設計・構築・運用・保守を行っております。

その他の事業

自社所有の土地の賃貸を行っております。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の平成22年9月30日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

T O K A I

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	4,047 [920]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員(グループ外への出向者を除いております。)であり、臨時従業員数(フルタイム、パートタイマー及び嘱託等であり、派遣社員を除いております。)は[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

ビック東海

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	1,570
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。

(3) 労働組合の状況

当社

未定。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の労働組合の状況は以下のとおりです。

T O K A I

T O K A Iグループには、全国ガス労働組合連合会に属するT O K A I労働組合と全日本造船機械労働組合焼津分会が組織されております。また、T O K A Iグループの組合員数は平成22年3月31日現在2,922人であり、労使関係は円満に推移しております。

ビック東海

ビック東海グループには、全国ガス労働組合連合会に属するT O K A I労働組合が組織されております。平成22年3月31日現在における組合員数は977名であり、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海が生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転によりT O K A I及びビック東海の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成23年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備をT O K A I及びビック東海で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・臨時株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) T O K A Iの事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、T O K A Iの財務状況及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクで投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

財政状態について

ア 有利子負債依存度について

T O K A Iグループの連結総資産に対する借入金及び社債等の有利子負債の割合は以下のとおりとなっております。

連結純資産等の推移

区分	項目	第61期 (平成20年3月期)		第62期 (平成21年3月期)		第63期 (平成22年3月期)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
連結	期末有利子負債残高	109,696	65.8	112,608	66.8	127,688	66.8
	純資産額	14,728	8.8	11,239	6.7	13,799	7.2
	総資産額	166,802	100.0	168,554	100.0	191,036	100.0
単体	期末有利子負債残高	79,767	63.8	78,971	64.4	82,968	64.8
	純資産額	21,121	16.9	16,592	13.5	17,524	13.7
	総資産額	124,962	100.0	122,657	100.0	128,079	100.0

- (注) 1 上記表中の期末有利子負債残高は、事業年度末現在の短期借入金、社債（1年以内に償還予定分を含む）及び長期借入金（1年以内に返済予定分を含む）の合計額であります。
- 2 構成比は総資産額に対する比率を記載しております。
- 3 純資産額より少数株主持分及び新株予約権は除いております。

T O K A Iグループは、中期経営計画に基づき、ガス及び石油事業、A D S L・F T T H、C A T V、モバイル等の情報及び通信サービス事業、アクア事業、不動産賃貸事業等において経営基盤の強化・拡充を図っております。この過程において有利子負債依存度が高い割合となっており、金利スワップ取引等により、金利上昇リスクを軽減するよう努めておりますが、今後の金利動向によっては、T O K A Iグループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ 連結純資産について

T O K A Iグループの連結純資産額及びT O K A I単体の純資産額は上記のとおりであり、連結純資産が単体純資産を下回っております。これは、これまで多額な開拓費用負担や減損処理等を生じさせたことに起因しており、また、T O K A IとT O K A Iグループの事業の再構築にかかる事業資産の移転譲渡益の消去額も要因となっております。

市況及び為替変動による経営成績への影響について

ア 価格変動リスクについて

ガス及び石油事業における主力商品である液化石油ガスの仕入価格は、その大半を中近東からの輸入に依存しており、地政学的要因や需給バランス等に起因する市況や為替変動の影響を受けます。この市況や為替変動による影響を最小限に止めるべく、コモディティスワップ取引や為替予約取引等を活用しておりますが、実際の仕入価格が想定と逆の方向に大幅に変動した場合には、T O K A Iグループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ 投資資産の回収について

T O K A Iグループの事業には多額の投資を要するものがありますが、景気動向・顧客動向等、客観的情勢に大きな変化が生じた等の理由により、当初想定していた投資収益が期待できなくなる等、T O K A Iグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。個別の投資案件に係る収益状況については担当事業部等が常に把握し、必要に応じて事業計画の見直しを行う等、投資資産の回収可能性については厳格に管理を行っておりますが、経済情勢の急激な変化、突然の需要減退等の環境変化に対応できず、初期の投資成果が期待できない可能性が高くなった場合には、固定資産の減損処理が必要になる等、T O K A Iグループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 不動産市況悪化のリスク

T O K A Iグループは不動産事業を行っておりますが、不動産市況が停滞もしくは下落した場合、T O K A Iグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

与信管理について

T O K A Iグループは、債権管理規程等の社内ルールを策定し、取引先の与信管理・債権管理に係る体制整備・強化に努めておりますが、昨今の景気低迷の影響を受け、販売先の収支状況が厳しさを増しており、今後、販売先に対する売掛金・貸付金等の回収に遅延・不能が発生し、貸倒懸念債権・回収不能債権が増加することにより、貸倒引当金が増大し、T O K A Iグループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

T O K A Iグループは個人情報取扱事業者として、顧客情報の取り扱いに細心の注意を払っておりますが、顧客情報の流出等が発生した場合には、社会的信用の失墜や損害賠償請求等によって経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、T O K A Iグループでは、「個人情報保護ポリシー」に基づき、個人情報の利用目的を達成するために、業務委託先に顧客情報を開示する場合がありますが、当該業務委託先の個人情報管理体制の不備により顧客情報が流出する可能性があります。

天候の変動・自然災害による影響について

ガス及び石油事業におけるガス販売量は、天候、特に気温・水温によって増減します。猛暑や暖冬等の異常気象が発生した場合はT O K A Iグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、地震・風水害・火災・疾病の流行等により、道路等の交通インフラが遮断される、もしくはT O K A Iグループ内の施設・人員等に大きな被害が発生した場合、ガスの供給、商品・サービスの提供等、事業の維持・継続に支障が生じ、T O K A Iグループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

基幹システムの停止・誤作動による影響について

基幹的なコンピュータシステムが停止・誤作動した場合には、お客さまへの対応が停滞するばかりでなく、社会的責任の発生等、有形無形の損害が発生する可能性があります。

法的規制について

T O K A Iグループは、多種多様の事業に取り組んでおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気通信事業法、宅地建物取引業法等の関係する法令や監督官庁も様々であります。また、一般消費者に直結した事業が多いため、昨今の消費者保護行政強化の影響を受け、適用される法令や行政指導が増加する傾向にあります。その他、将来において、現在予測し得ない法的規制等が設けられる可能性があります。これらによりT O K A Iグループの事業活動が制約され、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合状況について

ア エネルギー事業や情報通信事業等の競合他社の中には、T O K A Iグループに比べ大きな資本力、技術力、販売力等の経営資源、幅広い顧客基盤、高い知名度を有している企業が存在し、また、今後更に競合他社が増加する可能性もあります。こうした競合他社との競争がさらに激化した場合には、T O K A Iグループの収益性や販売力が低下し、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、昨今、電力会社がオール電化攻勢を強めており、これら他エネルギーとの顧客獲得競争が厳しさを増している中では仕入価格の上昇を料金に転嫁することは難しく、原料価格の急騰局面においては十分な利益が確保できない可能性があります。

イ T O K A Iグループは、ソフトバンクモバイル㈱の代理店としてモバイル事業を営んでおりますが、移動体通信事業者間の競争激化に伴い、顧客獲得、維持のためのコスト増加、解約率が上昇するリスク、サービス料金の低下による月額手数料の減少などにより収益性が悪化する可能性があります。また、同社が代理店に対して支払う手数料の支払方針の変更により、T O K A Iグループの収益が悪化する可能性があるほか、端末開発やネットワークの品質、設備障害等により、T O K A Iグループの獲得件数が変動するリスクもあります。また、モバイルのブロードバンド化、I P v 6への移行等の技術革新により現状のサービスが根本的対応を迫られ、また対応を誤ると顧客基盤を失うリスクがあります。

訴訟について

T O K A Iグループが事業活動を行う過程において、訴訟、紛争、その他の法的手続きの対象となるリスクがあります。これらの法的なリスクについて、法務室等の管轄部署による調査や法的対応の受付等をしており、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する管理体制となっております。しかしながら、万一第三者より、損害賠償請求や差止等の重要な訴訟が提起された場合は、T O K A Iグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

飲料水及び食品の品質について

T O K A Iグループでは、食品衛生法・J A S法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)・健康増進法などに則り宅配飲料水を製造・販売しておりますが、品質などの問題が発生した場合には消費者の信用を失い、T O K A Iグループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、その他事業(婚礼催事部門)において食品を提供しておりますが、品質などに問題が発生した場合には同様の影響を及ぼす可能性があります。

(3) ビック東海の事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、T O K A Iの財務状況及び経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクで投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

事業内容の特徴について

ビック東海グループの事業は、自社C A T V網による放送事業部門とインターネットなどの通信サービス事業部門で構成される「C A T V」、ブロードバンドを主軸とするインターネットサービスプロバイダとしてのI S P B B事業部門とD S L回線卸売、データ伝送サービスなどを提供するキャリアサービス事業部門で構成される「コミュニケーションサービス」並びにソフトウェア開発事業部門、情報処理・運用事業部門やシステム商品・製品販売事業部門で構成される「システムイノベーションサービス」に区分されます。

(a) C A T Vについて

ア 市場環境の急激な変化について

放送事業においては、地上デジタル放送が順調に普及拡大を進めており、地上アナログ放送は平成23年7月に終了予定となっていることから、この数年はアナログからデジタルへの切替需要がさらに増加すると予想されます。ビック東海グループにおきましても、その対応を進めておりますが、顧客のアナログサービスからデジタルサービスへの切替えが想定通りに進まない場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

高速インターネット分野においては、自社C A T V光幹線網を利用したF T T H事業を行い、F T T H顧客獲得に積極的に取り組んでおりますが、計画通り顧客獲得ができない場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ 技術革新について

大手通信事業者による、光ファイバーを利用した地上・B Sデジタル放送再送信サービスの普及が進んでおり、放送と通信の融合は、さらに加速することが予想されます。今後、放送配信技術が飛躍的に進化し、ビック東海グループのC A T V設備を利用しなくても受信障害が改善される場合、電波障害の解消による受注の減少や解約による加入者の減少により、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 番組供給会社及び放送事業者との関係について

ビック東海グループの放送事業は、個々の番組供給会社との短期放送許諾契約(1年から3年程度)や放送事業者との再送信同意に基づきサービス供給されております。番組供給会社が、その番組供給義務を十分に履行できない場合や、諸事情により放送事業者との再送信同意が得られない場合は、ビック東海グループとして魅力ある番組

の提供が困難となるため、既存顧客及び新規顧客を失う可能性があり、その結果、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

エ リース契約の解約リスクについて

ビック東海グループの放送及びインターネットサービスに使用する機器は、リース契約を締結しております。今後、CATV加入者数の予測以上の減少や、新サービス開始等による機器交換の予測以上の増加で、リース契約の解約による負担が増大する場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) コミュニケーションサービスについて

ア ブロードバンド市場環境からの影響について

平成22年3月末総務省発表によりますと平成21年12月末時点における当期の国内ブロードバンド市場は、前期と比べ全体においては引き続き増加傾向にありましたが、F T T H利用者の普及が堅調に増加する一方で、D S L利用者は純減となりました。ビック東海グループと致しましてもF T T Hサービスキャリアと連携し、顧客の獲得を図ってまいりましたが、今後F T T Hのシェアの拡大が予測されるなか、この市場環境の変化に対応できず、F T T H契約の獲得及びビック東海のA D S L契約者のF T T H契約への移行等が順調に進まない場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ 技術革新について

通信ネットワークや通信システム、通信機器といったソフトウェア・ハードウェアの両分野で、急速に技術革新が進んでおります。平成20年3月よりN T T地域会社が^{*1}N G Nの商用サービスを開始し、平成23年4月からはN G N上で^{*2}I P v 6アドレスを利用したインターネット接続サービスの提供開始が予定されております。ビック東海グループとしても通信ネットワークのI P v 6アドレス対応を進めてまいりますが、こうした技術革新に対応出来ないことにより、ビック東海グループの提供している通信サービスが需要動向に合わなくなり、期待通りの収益を得ることができなくなった場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の市場動向次第では、新たなサービス提供のために新たな設備投資が必要であるほか、かかる設備投資が十分でない場合、あるいは、ビック東海グループの対応が技術革新に追いつかない場合は、競争力の低下につながり、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 特定の取引先との関係

ビック東海グループのブロードバンドサービスは、キャリア事業者と連携し販売代理店契約を結んだ家電量販店等による個人向け販売及び提携関係にあるI S P事業者を通した卸売り販売がありますが、キャリア事業者、家電量販店等及びI S P事業者の事業戦略等に変更があった場合には、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

エ N T T他キャリア事業者との関係

ビック東海グループのブロードバンドインターネット接続サービスは、自社回線を除き、N T T地域会社等が提供するA D S L回線、F T T H回線及び無線回線に依存しております。

一方、ビック東海グループの回線は、自社光ファイバーを国土交通省の保有する情報ボックスに入線しており、また、N T Tグループ及び地域電力会社が所有する電柱や、道路の地下共同溝に敷設しております。また、自ら敷設することが困難な場合や、コスト面等での評価により、他社の中継回線を賃借している回線もあります。

さらに、電気通信設備等は、広域でのサービスを行うため、その事業用設備の多くを、N T T電話交換局や、民間のデータセンターに設置しております。

以上のように、ビック東海グループのサービス提供に必要な設備の一部を第三者へ依存することにより、サービスの品質や安定的な継続供給の確保が出来なかったり、障害及び遅延を余儀なくされる場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) システムイノベーションサービスについて

ア 市場環境の急激な変化について

情報サービス産業においては、高速・大容量ブロードバンドの普及やハードウェアの高性能化等技術革新による情報サービスと通信サービスの融合が進んでおり、また景気低迷による企業のI T投資抑制傾向が顕著になっております。ハードウェア及びミドルウェアの分野ではクラウドコンピューティングサービスが脚光を浴びており、またソフトウェアの開発においては、中国、インド等アジア諸国の台頭による価格競争が一層強まっていることから、今後予想を超える企業のI T投資の抑制と価格競争の激化や技術革新への対応が遅れる等の事態が発生した場合

は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

イ 不採算プロジェクトの発生について

ビック東海グループは、ソフトウェア開発事業等において、引合い・見積・受注段階から、内部牽制の専門部門を参画させたプロジェクト管理の徹底を図り、効率的なシステム構築・開発を目指しております。しかしながら、納入後の不具合の発生、お客様からの開発方式の変更要求、仕様追加の発生等、工数の追加、開発途上の不測事故などにより採算が悪化した場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 特定の取引先との関係について

ビック東海グループのソフトウェア受託開発は、特定のシステムインテグレータに対する依存度が比較的高い水準にありますが、高度な要請に的確に応えることにより、システム構築・運用ノウハウ等を培い、より強固な関係を築いてまいりました。しかしながら、取引先システムインテグレータの経営状況や事業戦略の変更等があった場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

エ パッケージ製品及びデータセンターを利用した³X a a Sサービスの競争激化について

ビック東海グループは、自社パッケージ製品の販売や、⁴「One Office Mail Solution」などのA S Pサービスに加え、データセンターを利用したX a a Sサービスの提供を積極的に行っております。今後競合他社の増加等による競争激化や、製品及びサービスの陳腐化等の環境変化により、自社パッケージ製品及びX a a Sサービスの市場性が失われた場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

オ 開発協力会社からの高技術を有する人材の確保について

ビック東海グループの事業推進上、お客様の多様な要求に応えるためや、新たなビジネスやサービス構築を行うために、ビック東海グループの技術者以外に開発協力会社からの人材供給が必要となる場合があります。

しかしながら、開発協力会社の需給環境の逼迫や、一時的な高技術や新技術への集中により人材供給が受けられない場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

カ ソフトウェアの海外発注について

ビック東海グループは、事業拡大、原価低減に対応するため中国ソフトウェア会社の活用を行っており、今後拡大する可能性があります。

しかしながら、言語の相違や文化の相違による製品品質、納期に関わるリスク及び法律などの相違によるリスクや今後の海外技術者人件費の高騰、為替変動などによる原価変動リスクがあり、当該リスクが顕在化した場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

キ 経営成績の季節変動について

ソフトウェア開発事業は、お客様のシステム投資予算の対象となり、受注から納入まで1年以内に終了しなければならない案件が多く、その売上計上が事業年度末の第4四半期に集中する傾向にあります。

ビック東海グループと致しましては、開発工程（フェーズ）毎の契約の増加を図ること、工事進行基準の適用等により、売上計上時期の平準化に取り組んでおりますが、現状においては、依然お客様の投資予算が期末集中傾向にあることから、ソフトウェア開発事業における経営成績の季節性がビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

機器納入業者への依存について

ビック東海グループのサービスに利用している機器は、通信機器、放送機器、情報機器等多岐に亘っておりますが、概ね大手機器納入業者から供給を受けており、また、機器納入業者も概ね標準的機器の採用を主流としているため、ビック東海グループの利用する機器では、特異な技術や製品への依存度は高くありません。しかしながら、通信・放送・情報サービスの技術革新は急速であり、メーカーの事業方針により、製品サポートの終了や、あるいは機器納入業者が採用した製品メーカーの倒産等により、ビック東海グループへの部品や機器の供給ができなくなる可能性があります。その場合、ビック東海グループのサービス提供や新規顧客獲得などに影響を与え、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規加入者の獲得・維持及び解約防止

ビック東海グループの放送及びインターネットサービス収入の大半は、エンドユーザーより受取るサービス料及び付随サービス料であり、ビック東海グループのサービスは当該サービスの加入者の増減に大きく影響を受けます。ビック東海グループはカスタマーセンターを自社で運用し、顧客満足度の向上を図り、解約理由の調査・分析を行い、積極的に解約防止に努めております。しかしながら、新たな競合サービスの台頭など市場の変化や技術革新への対応が的確に図れなかった場合には、新規加入者の獲得や有効な解約防止策等が取れず、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

障害などによるリスクの発生について

ビック東海グループは、自社及び国内外の放送・通信ネットワークを利用し、放送及びインターネットサービスを提供しております。また、自社データセンターにおいてアウトソーシングなどの運用サービスを行っております。システム障害防止のために最大の注意をはらっておりますが、機器不良及び人為的なミス、大規模な災害（地震、台風、テロ、新型インフルエンザ等の感染症の発生等）等により障害が発生する可能性があります。このような場合、ビック東海グループのサービスの継続的な提供に大きな影響を与え、お客様からの損害賠償請求や放送・通信・情報サービス企業としての信用失墜等により、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

ビック東海グループの事業分野における競合他社の中には、ビック東海グループに比べ資本力、技術力、営業力及び営業エリアなどの経営基盤、価格競争力、知名度などにおいて優れている企業が存在します。また、今後さらに競合他社が増加し、競争が激化する可能性もあります。これら競合他社の中には、ビック東海グループにはない付加価値サービスやシステム開発技術力を提供するもの、ビック東海グループより広範なエリアサービスを提供するものなどがあり、さらに将来において多面的にビック東海グループより優れたサービスを提供するものが出てくる可能性があります。ビック東海グループはこうした競合に対応するための投資や価格の変化を見込んでおりますが、こうした競合他社との競争がビック東海グループの想定を上回ってさらに激化した場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

設備投資について

ビック東海グループは、事業展開に応じて放送・通信・情報機器の追加、CATV-FTTHやデータ伝送サービスの伝送エリア拡張、コンピュータシステムの開発などを行ってまいりました。今後においても、新規事業関連の設備投資等、ビック東海グループにおいて新たな資金需要が発生することが予想されます。また、ビック東海グループが継続して新たな技術の開発・導入やこれに伴う新しいサービスを提供し、事業を拡大していくために、投資計画の変更・見直しを余儀なくされる可能性があります。ビック東海グループは投資効果を検証し投資計画の見直しを適宜行っておりますが、これらが必ずしも予想通り実現するとはかぎらず、さらに今後の新サービスの提供や事業の拡大に伴い、計画を超える資金需要が発生する可能性があります。また、放送・通信・情報業界では、技術革新や顧客ニーズの変化が激しいことから、投資した設備の利用可能期間も当初想定より短くなってしまう可能性があり、その結果、既存設備の除却等により、一時的な損失が発生する可能性があります。

以上のような場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

有能なエンジニアの採用・育成について

ビック東海グループの事業展開には、既存事業及び新規事業において優秀な人材の確保及び育成が必要になります。事業展開に対して適切かつ十分な人的及び組織的な対応が取れない場合には、サービスや競争力などに支障をきたす場合があります。また将来的には人材投資コストが増加する場合があります。その際にはビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、人材の流動性が高まっており、ビック東海と致しましても人材の流出を防止するための施策に取り組んでおりますが、優秀な人材の流出が想定範囲を超えた場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

今後の事業展開について

(a) FTTHへの取組み

国内のブロードバンド市場は、FTTHの普及が堅調に拡大し、ビック東海グループと致しましてもCATV事業における自社CATV網を利用したFTTHサービスや、ISP BB事業におけるFTTH新規顧客の獲得及びADSL既存顧客のFTTHサービスへの移行等、FTTHサービスに積極的に取組んでおります。しかしながら、ISP BB事業におけるFTTHサービスは光回線全てを回線事業者に依存しているため、FTTH回線提供事業者の事業戦略に変更があった場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 総合コミュニティサイトへの取組み

ビック東海グループは、ISP BB事業の新規顧客獲得及び既存顧客の解約抑制などの相乗効果を目的として、また、CATVの通信事業への展開による社内シナジーを想定して総合コミュニティサイトを構築・運営しております。今後は、広告掲載や有料コンテンツ販売などによる収益を得ることを目指してまいりますが、期待した成果が上がらない場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 事業展開にかかわる事業提携やM & A

ビック東海グループは、既存サービス等との相乗効果が期待できる場合や、新サービスを導入することにより将来的な企業の成長につながる可能性があるると判断した場合には、事業提携やM & A等について積極的に検討をしていく方針です。しかしながら、提携先の事業や譲受事業等が計画通りに進展せず、期待した成果が上がらない場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ビック東海グループはモバイル代理店業務を行っており、今後も新規店舗出店を行うなど事業の拡大を図ってまいりますが、移動体通信事業者の事業戦略等に変更があった場合は、ビック東海グループの業績と財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

T O K A Iグループとの関係について

(a) T O K A Iグループにおける位置付け

ビック東海の親会社はT O K A Iであり、平成22年3月31日現在、ビック東海の議決権数の65.4%を所有（うち間接所有6.4%）しております。T O K A Iグループは、同社及び子会社17社、関連会社4社で構成されている企業集団であり、事業内容はガス・石油等のエネルギー、住宅建築、不動産販売のほか情報通信、情報処理、婚礼催事など多岐にわたっております。

ビック東海グループは、事業の独立性を保ちつつも、T O K A Iグループの一員として、相互に協力しあるいは強みを発揮し、T O K A Iグループ内における情報通信の技術的な分野を担っております。なお当期における売上高のうち、T O K A Iグループに対する売上高は6,767百万円（前連結会計年度比8.3%増）、当連結売上高に占める割合は15.8%（前連結会計年度16.4%）であります。

ビック東海グループは今後もT O K A Iと良好な協力関係を継続していく考えであります。資本関係や事業上の関係に変化が生じた場合には、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) T O K A Iとの取引

T O K A I及びその子会社との取引における取引価格、その他取引条件等は、各社ごと市場動向その他を勘案し協議決定しており、資本関係を理由に経済合理性を伴わない取引は行わない方針であります。

(c) 取締役の兼務状況

平成22年3月31日現在、ビック東海取締役17名のうち、ビック東海の親会社であるT O K A Iの役員を兼ねる者は2名で、その者の氏名並びにビック東海及び親会社における役職は以下のとおりであります。

ビック東海における役職	氏名	T O K A Iにおける役職
代表取締役社長	早川 博己	取締役
取締役	榎田 堯	代表取締役社長兼最高執行責任者（C O O）

ビック東海代表取締役社長早川博己は、平成16年4月より、親会社であるT O K A Iの非常勤取締役に就任しております。これは、事業戦略の助言を行うために招聘されたものであり、親会社の業務を遂行するために招聘されたものではないため、ビック東海の経営執行に与える影響は限定的であると認識しております。

またビック東海取締役榎田堯については、当人の親会社における知識、経験及び当人の総合的な能力をもって、ビック東海の経営に貢献できるとの判断により、招聘したものであります。

金利変動リスクについて

ビック東海グループの平成22年3月期末現在の連結有利子負債残高（リース債務残高を除く）は、27,200百万円となっております。このような状況のなか、現在は、市場金利連動型融資による借入れ（スプレッド型短期借入れ）の比重を高くし、資金調達コストの軽減を図っておりますが、今後の金利動向によっては、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報・機密情報流出について

ビック東海グループはお客様情報をはじめとした個人情報を取扱っており、これらの情報を適切に管理・保護することはビック東海グループの社会的な責務と考えております。当社は⁵ISO27001の認証を取得し、セキュリティポリシーや関係規程の整備を行ってまいりました。今後もビック東海グループは、個人情報及び取引先情報などの機密情報の保護を最重要課題と認識し、情報管理を徹底してまいりますが、外部からの不正アクセスや社内管理の不手際で情報の外部流出が発生した場合には、損害賠償の発生の可能性及びブランド・社会的信用の失墜等により、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

内部統制システムについて

ビック東海グループは、内部統制システムを経営の重要課題と位置付け、内部統制の基盤強化に努めております。内部統制が有効に機能するためには、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応という相互に関連する構成要素が充足されている必要があります。しかしながら、内部統制の構成要素の強化や、外部環境の急激な変化等により内部統制システムへの対応が十分にできない場合は、企業としての信頼性を失うこととなり、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

(a) C A T Vについて

ビック東海グループは、有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法に基づき事業運営を行っておりますが、平成14年1月の電気通信役務利用放送法の施行、平成16年4月の電気通信事業法の改正、平成19年1月の著作権法の改正等、新たな競合他社の参入が促進される市場環境にあります。今後もビック東海グループの事業が適用を受ける法律・規制の改正及び新たな施行により、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) コミュニケーションサービスについて

法改正等について

ビック東海グループは、電気通信事業法、N T T法、個人情報保護法及び青少年ネット規制法（フィルタリング規制）等の様々な法令・規制の適用を受けております。今後、ビック東海グループの事業が適用を受ける法律・規制の改正及び新たな施行により、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

指定電気通信設備について

電気通信事業法により、N T T地域会社が所有する電話回線や光ファイバー回線は指定電気通信設備の指定対象とされており、接続を希望する他事業者に対しての開放義務があります。今後のさらなる電気通信事業法の改正等により設備開放義務の撤廃や緩和などの措置がとられた場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟（知的財産権等）について

ビック東海グループは、放送、通信、情報サービスの提供において数多くの知的財産権の付帯したコンテンツ及びソフトウェア等を取り扱っております。

ビック東海グループは、知的財産権について第三者の権利を侵害しないよう留意し調査を行っておりますが、万一ビック東海グループが第三者の知的財産権を侵害してしまった場合には、当該第三者より損害賠償請求及び使用差止め請求を提訴される可能性並びに当該知的財産権に関する対価の支払等が発生する可能性があります。

一方、ビック東海グループが所有する知的財産権につきましても第三者に侵害される可能性があります。この場合、ビック東海グループの事業活動に影響を及ぼし、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、知的財産権以外にも訴訟を提起される可能性があり、訴訟等の内容及び結果によっては、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他

(a) 減損損失の認識

ビック東海グループが保有している資産について、各事業から生ずる営業キャッシュ・フローや市場価格等が変動することにより減損処理の必要が生じた場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) のれん

当連結会計年度において、のれんを資産の部で6,018百万円、負債の部で47百万円を計上しております。こののれんにつきましては、ビック東海及び連結子会社の事業内容等の諸事情を勘案し、20年以内で均等償却しており、適用している償却期間にわたって、効果が発現するものと考えております。

しかしながら、連結子会社の業績悪化等により、その効果が取得時の見積りに基づく期間よりも早く消滅すると見込まれる状況が発生した場合は、のれん残高について相応の減額を行う必要が生じることとなり、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 退職給付債務

ビック東海グループの退職給付費用及び債務は、退職給付債務の計算の基礎となる前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて計算されております。実績が前提条件と異なる、あるいは前提条件が変更された場合は、その影響は将来に亘って規則的に波及し、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。それにより前提条件と比べ著しい割引率の低下や運用利回りの悪化が認められた場合は、ビック東海グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 長時間労働と労務問題

ビック東海グループにおいては提供するサービスや構築システムの社会性の高さ、またシステム開発の属人性の高さから、緊急時において長時間労働が発生する可能性があり、健康問題や労務問題につながる可能性があります。

- * 1 N G N (Next Generation Networkの略)とは、インターネットサービス用I Pネットワークと電話サービス用電話網をI P技術を用いてI P通信網として統合し、現行の公衆網を代替する次世代I Pネットワークのこと。
- * 2 I P v 6 (インターネット・プロトコルバージョン6の略、アイピーブイ6、アイピーバージョン6)とはインターネットプロトコルの次世代版 (Version 6)となる通信プロトコルである。現在利用されているのはバージョン4。
- * 3 X a a S (X as a Serviceの略、ザーズ)とは、情報システムの構築・運用に必要な資源をインターネットを通じてサービスとして遠隔から利用できるようにしたもの。
- * 4 One Office Mail Solutionとは、高性能、多機能な企業向け統合メールアウトソーシングサービス、企業向けメールシステムにかかる、ストレージ、フィルタリングなどのさまざまな機能をトータルに取り揃えサービス提供している。
- * 5 I S O 27001とは、情報に関するセキュリティを管理するための仕組みのこと。情報セキュリティ管理システムともいう。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書 (T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出)及び四半期報告書 (T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出)をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。当社の完全子会社となるT O K A Iには特記すべき事項はありません。なお、当社の完全子会社となるビック東海の研究開発活動については、同社の有価証券報告書 (平成22年6月28日提出)をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の経営上の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成23年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	155,222,767株	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
計	155,222,767株	-	-

(注) T O K A Iの発行済株式総数75,750,394株(平成22年9月末時点)及びビック東海の発行済株式総数39,682,800株(平成22年9月末時点)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

TOKAI及びビック東海が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下の通りです。

株式会社TOKAIホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	988(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	988,000(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	467(注)4.
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 467(注)5. 資本組入額 234(注)5.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙3の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙3の をご参照ください。

- (注)1 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社TOKAIホールディングス第1回新株予約権1個を交付します。株式会社ザ・トーカイ第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙3の をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙3の をご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	4,201(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,100,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注)4. 資本組入額 233(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

- (注) 1 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第2回新株予約権1個を交付します。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 本株式移転計画別紙5の をご参照ください。
- 4 本株式移転計画別紙5の をご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	494(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	465(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 465(注)4. 資本組入額 233(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

- (注) 1 平成22年9月30日現在の株式会社ザ・トーカイ第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第3回新株予約権1個を交付します。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。
- 4 本株式移転計画別紙7の をご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	472(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,560(注)3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	444(注)4.
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 444(注)5. 資本組入額 222(注)5.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙9の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙9の をご参照ください。

- (注)1 平成22年9月30日現在の株式会社ビック東海第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第4回新株予約権1個を交付します。株式会社ビック東海第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 (注)1.と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙9の をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙9の をご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	1,000(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	540(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 540(注)4. 資本組入額 270(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙11の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙11の をご参照ください。

- (注) 1 平成22年9月30日現在の株式会社ビック東海第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第5回新株予約権1個を交付します。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
- 3 本株式移転計画別紙11の をご参照ください。
- 4 本株式移転計画別紙11の をご参照ください。

株式会社T O K A Iホールディングス第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年4月1日)
新株予約権の数(個)	130(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2.
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	540(注)3.
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 540(注)4. 資本組入額 270(注)4.
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙13の をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙13の をご参照ください。

(注)1 平成22年9月30日現在の株式会社ビック東海第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社T O K A Iホールディングス第6回新株予約権1個を交付します。

2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。

3 本株式移転計画別紙13の をご参照ください。

4 本株式移転計画別紙13の をご参照ください。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成23年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年4月1日	155,222,767 (予定)	155,222,767 (予定)	14,000	14,000	3,500	3,500

(5)【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の平成22年9月30日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

T O K A I

平成22年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	40	22	172	48		2,719	3,002	
所有株式数(単元)	44	36,002	623	18,135	1,344		18,947	75,095	655,394
所有株式数の割合(%)	0.06	47.94	0.83	24.15	1.79		25.23	100.00	

(注) 自己株式5,142,253株は、「個人その他」に5,142単元及び「単元未満株式の状況」に253株含まれております。

ビック東海

平成22年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	10	12	13	98	14	2	3,408	3,559	
所有株式数(単元)	317	18,702	327	268,949	1,387	6	106,652	396,340	48,800
所有株式数の割合(%)	0.08	4.72	0.08	67.86	0.35	0.00	26.91	100.00	

(注) 自己株式2,893,832株は、「個人その他」に28,938単元及び「単元未満株式の状況」に32株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の平成22年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

T O K A I

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,142,000		単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 69,953,000	69,953	同上
単元未満株式	普通株式 655,394		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	75,750,394		
総株主の議決権		69,953	

ビック東海

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,893,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,740,200	367,402	
単元未満株式	普通株式 48,800		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	39,682,800		
総株主の議決権		367,402	

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成23年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の平成22年9月30日現在の自己株式の状況は以下のとおりです。

T O K A I

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
T O K A I	静岡県葵区常磐町 2丁目6番地の8	5,142,000		5,142,000	6.79
計		5,142,000		5,142,000	6.79

ビック東海

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
ビック東海	静岡県葵区常磐町 二丁目6番地の8	2,893,800		2,893,800	7.29
計		2,893,800		2,893,800	7.29

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3【配当政策】

未定です。

4【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の株価の推移は以下のとおりです。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

T O K A I

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	951	819	473	637	527
最低(円)	450	380	372	295	327

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

ビック東海

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	2,365	1,769	1,190	969	1,320
最低(円)	789	990	536	455	755

(注) 1 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、平成22年4月1日付で大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

T O K A I

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	412	405	399	396	376	353
最低(円)	377	378	360	323	323	326

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

ビック東海

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	747	718	759	748	792	792
最低（円）	680	676	701	703	704	736

（注） 最高・最低株価は、大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するT O K A Iの株式数 所有するビック東海の株式数 割り当てられる当社の株式数
代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）		鴫田 勝彦	昭和20年4月6日生	昭和43年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成4年6月 資源エネルギー庁長官官房総務課長 平成8年7月 防衛庁装備局長 平成10年6月 中小企業庁長官 平成11年9月 石油公団理事 平成14年9月 T O K A I顧問 平成15年6月 T O K A I代表取締役副社長 平成17年6月 T O K A I代表取締役社長 平成20年6月 T O K A I代表取締役副会長 平成21年10月 T O K A I代表取締役会長（現） 平成22年6月 ビック東海取締役会長（現）	(注3)	109,000株 79,100株 290,930株
代表取締役副社長		西郷 正男	昭和19年5月15日生	昭和44年10月 T O K A I入社 昭和58年10月 T O K A I浜松支店長 平成4年6月 T O K A I取締役 平成10年6月 T O K A I専務取締役 平成16年4月 T O K A I代表取締役副社長 平成18年4月 T O K A I取締役 平成18年6月 東海ガス㈱代表取締役社長 平成22年6月 T O K A I代表取締役社長（現）	(注3)	109,505株 80,000株 293,505株
取締役専務執行役員		真室 孝教	昭和27年9月4日生	平成6年12月 T O K A I社長室長 平成13年6月 ㈱みずほホールディングス金融法人企画部長 平成15年4月 T O K A I人事部長 平成16年6月 T O K A I取締役 平成17年5月 T O K A I常務取締役 平成20年6月 T O K A I取締役常務執行役員総務本部長 平成22年4月 T O K A I取締役専務執行役員総務本部長（現）	(注3)	62,000株 20,000株 108,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するTOKAIの株式数 所有するビック東海の株式数 割り当てられる当社の株式数
取締役常務執行役員		村松 邦美	昭和33年9月6日生	昭和56年4月 TOKAI入社 平成12年7月 TOKAI情報通信開発室部長 平成16年5月 TOKAI理事ADSL事業部長 平成18年6月 TOKAI取締役セキュリティ・ネット事業部長 平成20年6月 TOKAI常務執行役員情報通信本部長 平成21年12月 TOKAI常務執行役員経営管理本部副本部長 平成22年9月 TOKAI常務執行役員基幹システム総合推進室担当(現)	(注3)	26,000株 15,140株 60,822株
取締役常務執行役員		鈴木 光速	昭和32年8月21日生	昭和58年4月 TOKAI入社 平成12年7月 TOKAIネットサービス営業部長 平成18年6月 TOKAI理事 ネット営業一部長、特需営業部長、ネット営業二部長 平成20年5月 TOKAI理事セキュリティ・ネット事業部長 平成20年6月 TOKAI執行役員セキュリティ・ネット事業部長 平成22年9月 TOKAI執行役員新規事業開発部担当(現)	(注3)	3,000株 7,640株 20,572株
取締役常務執行役員		溝口 英嗣	昭和36年11月20日生	昭和60年3月 TOKAI入社 平成13年9月 TOKAI情報通信本部営業企画部長 平成20年6月 TOKAI理事 平成21年10月 TOKAI理事企画調査部長 平成21年12月 TOKAI執行役員企画調査部担当 平成22年11月 TOKAI執行役員グループ統合総合推進室、企画調査部担当(現)	(注3)	1,000株 80株 1,184株
取締役		藪崎 正義	昭和23年4月2日生	昭和44年3月 TOKAI入社 昭和61年9月 TOKAI関東支社開発部長 平成7年6月 TOKAI取締役 平成11年7月 TOKAI常務取締役 平成16年4月 TOKAI専務取締役 平成20年6月 TOKAI取締役専務執行役員 平成22年4月 TOKAI取締役副社長執行役員 平成22年6月 TOKAI取締役副社長執行役員東京本社代表(現)	(注3)	37,370株 81,570株 224,981株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するT O K A Iの株式数 所有するビック東海の株式数 割り当てられる当社の株式数
取締役		福田 安広	昭和32年12月25日生	昭和55年4月 T O K A I入社 平成13年1月 (株)トーカイ・ブロードバンド・コミュニケーションズ(現ビック東海)取締役 平成17年10月 ビック東海常務取締役 平成20年6月 ビック東海専務取締役 平成22年6月 ビック東海代表取締役専務(現)	(注3)	1,000株 31,640株 73,772株
取締役 (社外)		小林 憲一	昭和23年1月10日生	昭和46年4月 (株)静岡銀行入行 平成10年6月 同行理事呉服町支店長 平成11年4月 同行執行役員本店営業部長 平成13年6月 同行常務執行役員 平成15年6月 同行取締役常務執行役員 平成17年6月 静銀リース(株)代表取締役社長(現) 平成22年6月 T O K A I取締役(現)	(注3)	0株 0株 0株
取締役 (社外)		鈴木 健一郎	昭和50年7月13日生	平成3年9月 中日本パンリース(株)取締役(現) 平成10年6月 鈴与不動産(株)(現鈴与興産(株))取締役(現) 平成12年4月 日本郵船(株)入社 平成12年7月 鈴与商事(株)取締役(現) 平成12年11月 鈴与(株)取締役(現) 平成15年1月 柏興業(株)取締役(現) 平成21年9月 エスエスケイフーズ(株)取締役 平成21年11月 鈴与ホールディングス(株)取締役 平成22年11月 鈴与ホールディングス(株)常務取締役(現) 平成22年11月 鈴与(株)常務取締役(現) 平成22年12月 エスエスケイフーズ(株)常務取締役(現)	(注3)	0株 0株 0株
常勤監査役		望月 廣	昭和24年9月14日生	昭和47年4月 T O K A I入社 平成7年4月 T O K A I総務部長 平成8年4月 T O K A I理事直売事業部長 平成16年4月 T O K A I理事総務部長 平成20年8月 T O K A I執行役員総務部長 平成22年4月 T O K A I常務執行役員総務部長(現)	(注4)	9,000株 29,000株 75,700株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するT O K A Iの株式数 所有するビック東海の株式数 割り当てられる当社の株式数
監査役 (社外)		瀬下 明	昭和16年8月24日生	昭和42年4月 大東京火災海上保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)入社 平成6年6月 同社取締役 平成9年6月 同社代表専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成16年4月 同社代表取締役会長 平成19年6月 同社特別顧問(現) 平成19年6月 T O K A I 監査役(現)	(注4)	0株 0株 0株
監査役 (社外)		立石 健二	昭和26年4月12日生	昭和57年4月 裁判官任官 東京地方裁判所勤務 平成3年3月 最高裁判所書記官研修所教官 平成8年7月 名古屋高等裁判所判事 平成10年3月 裁判官退官 平成10年5月 弁護士登録 平成14年6月 弁護士法人立石法律事務所設立代表弁護士(現) 平成20年6月 T O K A I 監査役(現)	(注4)	0株 0株 0株
監査役 (社外)		雨貝 二郎	昭和20年4月13日生	昭和43年3月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成6年6月 資源エネルギー庁石炭部長 平成11年7月 人事院公平局長 平成13年1月 (株)ダイエー代表取締役会長 平成16年6月 日本アルコール販売(株)代表取締役社長 平成16年6月 日本アルコール物流(株)代表取締役社長 平成16年6月 信和アルコール販売(株)代表取締役社長 平成16年6月 アルコール海運倉庫(株)代表取締役(現) 平成18年3月 日伯エタノール(株)代表取締役社長(現) 平成18年6月 日本アルコール販売(株)代表取締役会長兼社長(現) 平成20年6月 日本アルコール産業(株)取締役会長(現) 平成21年6月 信和アルコール販売(株)代表取締役社長(現)	(注4)	0株 0株 0株
計						357,875株 344,170株 1,149,466株

(注) 1 取締役のうち、小林憲一及び鈴木健一郎は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2 監査役のうち、瀬下明、立石健二及び雨貝二郎は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3 取締役の任期は、平成23年4月1日である当社の設立の日より、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっています。

- 4 監査役の任期は、平成23年4月1日である当社の設立の日より、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっています。
- 5 所有するT O K A I又はビック東海の株式数は、平成22年12月6日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。したがって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。ただし、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役及び監査役の報酬等は、取締役について年額350百万円以内、監査役について年額60百万円以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役の員数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

監査役の員数

当社の監査役は、4名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2)【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の経理の状況については、両社の有価証券報告書（T O K A Iは平成22年6月29日提出、ビック東海は平成22年6月28日提出）及び四半期報告書（T O K A Iは平成22年8月11日及び平成22年11月12日提出、ビック東海は平成22年8月10日及び平成22年11月12日提出）をご参照下さい。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
株主に対する特典	未定

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益計算書】

該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

T O K A I

事業年度 第63期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

平成22年6月29日関東財務局長に提出。

ビック東海

事業年度 第34期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

平成22年6月28日東海財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

T O K A I

事業年度 第64期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

平成22年8月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第64期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

平成22年11月12日関東財務局長に提出。

ビック東海

事業年度 第35期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

平成22年8月10日東海財務局長に提出。

事業年度 第35期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

平成22年11月12日東海財務局長に提出。

【臨時報告書】

T O K A I

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年1月6日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成22年6月30日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月18日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年12月20日関東財務局長に提出。

ビック東海

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年1月6日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月18日東海財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年11月29日東海財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を平成22年12月20日東海財務局長に提出。

【訂正報告書】

T O K A I

訂正報告書（上記（b）の平成22年11月18日付臨時報告書の訂正報告書）を平成22年12月17日に関東財務局長に提出。

ビック東海

訂正報告書（上記（a）の平成22年11月18日付臨時報告書の訂正報告書）を平成22年12月17日に東海財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

T O K A I

T O K A I 本店

（静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

ビック東海

ビック東海 本店

（静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるT O K A I及びビック東海の平成22年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

T O K A I

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	7,104	9.38
鈴与商事株式会社	静岡市清水区入船町11番1号	4,807	6.35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,296	5.67
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	3,416	4.51
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町1丁目10番地	3,318	4.38
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	3,241	4.28
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,604	3.44
アストムエネルギー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-2	2,269	3.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,751	2.31
矢崎総業株式会社	東京都港区三田1丁目4-28	1,555	2.05
計		34,364	45.37

(注) 1. あいおい損害保険株式会社は、平成22年10月1日付でニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となっております。

2. 鈴与商事株式会社の所有株式数は、この他に鈴与建設株式会社との共同保有株式737千株があります。

3. この他当社は自己株式5,142千株を所有しております。

ビック東海

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
T O K A I	静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8	21,663,940	54.59
東海ガス株式会社	静岡県焼津市塩津74番地の3	1,670,320	4.20
V I C T O K A I従業員持株 会	東京都千代田区岩本町二丁目14番2号	599,697	1.51
東海造船運輸株式会社	静岡県焼津市小川3899番地の4	512,500	1.29
藤原 明	静岡市葵区	473,500	1.19
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	400,000	1.00
有限会社新日邦	静岡県藤枝市田沼一丁目10番1号	346,500	0.87
株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町一丁目10番地	325,000	0.81
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	300,000	0.75
矢崎総業株式会社	東京都港区三田一丁目4番28号	297,000	0.74
計		26,588,457	67.00

(注) 当社は、自己株式2,893,832株を保有しておりますが、議決権がないため上記の大株主より除外しております。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成23年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成23年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。